

小さな拠点・地域運営組織に関する取組状況

(地域の課題解決を目指す地域運営組織 最終報告を踏まえたフォローアップ)

平成29年10月20日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

1. 最終報告の主要事項のフォローアップ

最終報告で示された地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策を踏まえた主な取組状況

最終報告における主な提言事項

取組状況

1. 法人化の推進

① 地域住民主体型のNPO法人

・地域運営組織をNPO法人化することへの懸念を払拭し、地域住民主体型のNPO法人の積極的な活用が図られるよう周知を行うなどの取組が必要。

○昨年5月に地域住民主体型のNPO法人に関する通知を発出して以降、所轄庁向け説明会等において、通知内容について説明。
○通知の発出以降、昨年10月～本年9月までの1年間で、特定の地域で活動するNPO法人が、全国で51法人認証された※。

※平成28年10月1日～29年9月30日に認証されたNPO法人のうち、法人名称に市町村より狭い地域の名称を使用しており、且つ、特定非営利活動促進法で定められた20の活動分野のうち「まちづくりの推進を図る活動」及び「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」を実施する法人を機械的に抽出(平成29年10月11日時点:内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局調べ)

② 地縁型組織の法人格

・地縁型組織の法人化の促進に向けて、更に具体的な検討を進めていくことが求められる。

○総務省において、「地域自治組織のあり方に関する研究会」を開催し、地縁型法人制度の課題への対応等について、本年7月に報告をとりまとめ。引き続き、地縁型組織の法人化の促進に向け今後議論を深化。

③ 法人制度の理解促進

・多様な法人制度のそれぞれの特性を理解し、自らの法人の目的・活動内容に適したものを選べるようにするため、ガイドブック等により法人制度の理解の促進を図ることが重要。

○法人制度の理解促進のため、「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～」を作成中(内閣官房・内閣府)。本有識者懇談会での意見も踏まえて、最終公表し、ホームページ等で広く周知予定。

1. 最終報告の主要事項のフォローアップ

最終報告で示された地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策を踏まえた主な取組状況

最終報告における主な提言事項

取組状況

2. 人材の確保・育成

- ・都道府県・市町村・中間支援組織が連携してプラットフォームを形成するなどの取組も効果的。
- ・市町村・都道府県・地方ブロック・国等で様々な磨き合いの場を設け、切磋琢磨していくことが望ましい。

- 各都道府県において様々な支援施策を用意(別紙2参照)
- 内閣官房・内閣府を中心に、地方創生カレッジによる人材育成や、全国フォーラム等の開催や情報サイトの開設など取組を紹介する場を提供

3. 資金の確保

- ・必要な資金の確保にあたって、行政からの補助金・交付金、構成員からの会費、外部支援者からの寄付、自らの事業収益等多様で安定的な収入源の確保が重要。

- 地方創生推進交付金をはじめ、関係府省による様々な財政的な支援を実施(後掲)
- 外部支援者からの資金確保のため、小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制による支援(後掲)

4. 事業実施のノウハウ等

- ・中間支援組織や専門家によるサポートや研修、分かりやすいガイドブック等によるノウハウ普及等に努めることが求められる。

- 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研修用テキストを作成(H29.3総務省)など

5. 行政の役割、中間支援組織や多様な組織との連携

- ・全国的なフォーラムや各地での説明会・意見交換等の開催や、全国的なプラットフォームを構築するとともに、取組効果の「見える化」を図り、優良事例の横展開のための情報発信を進めることが望ましい。

- 内閣官房・内閣府を中心に以下の取組を実施
全国フォーラム(平成29年3月開催)
都道府県キャラバン(平成28年11月以降、9府県で開催)
- 小さな拠点情報サイトを開設し、関係府省の支援措置や、優良事例、取組地区の一覧等を掲載(内閣府地方創生推進事務局)

2. 具体的な取組 ポータルサイトの開設（プラットフォームづくり）

概要

- 小さな拠点・地域運営組織形成のための各種支援制度の閲覧機能
- 小さな拠点・地域運営組織の取組に関連する優良事例の閲覧機能
- 地域運営組織の法人化に関する情報の閲覧機能
- FAQや関連サイトへのリンク集など関連情報の閲覧機能

上記機能をもったポータルサイトを内閣府ホームページ内に構築し、小さな拠点・地域運営組織の形成に関する情報を広く発信。中山間地域等における持続可能な地域づくりの中心となる地域住民や、それらを支援する地方公共団体が実際に地域で活動する際に参考となる情報を掲載。

コンテンツ

1. 小さな拠点・地域運営組織の形成について
小さな拠点や地域運営組織を形成するためのポイントを紹介
2. 国の取組
全国キャラバンや地方創生推進交付金といった内閣府の取組を中心に、関係省庁の支援について紹介
3. 地域運営組織の法人化
地域運営組織を法人化するにあたってのポイントを紹介
4. 事例集・手引集
全国各地の小さな拠点・地域運営組織の事例や、関係省庁が公表している手引集を紹介
5. FAQ、リンク
小さな拠点・地域運営組織に関するFAQ、関係省庁のリンク集

小さな拠点情報サイト（平成29年5月開設）

URL http://www.cao.go.jp/regional_management/



内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 小さな拠点情報サイト

小さな拠点情報サイト

人口減少や高齢化の進行により、住民の生活に必要なサービスや機能が維持できなくなっている地域がある中、暮らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指すための取組として、「小さな拠点」づくりに注目が集まっています。



- 新着情報
- 小さな拠点・地域運営組織の形成について
- 国の取組
- 地域運営組織の法人化
- 事例集・手引集
- FAQ
- リンク

内閣府 地方創生推進事務局
〒100-0014
東京都千代田区永田町
1-11-39
永田町合同庁舎8F
Tel03-5510-2457(直通)

2017年4月25日 > [小さな拠点情報サイトを開設しました](#)

[このページの先頭へ](#)

ウェブアクセシビリティ サイトマップ

2. 具体的な取組

全国フォーラムや全国キャラバンの開催

地域運営組織・小さな拠点フォーラム

- 日時:平成29年3月1日(水)14時30分～18時
- 場所:日本消防会館(ニッショーホール)(東京都港区虎ノ門)
- テーマ:小さな拠点づくり～「地域運営組織」のか・た・ちと実現方法～
- プログラム:
 - 1)国による取組の説明
 - 2)基調講演 小田切 徳美氏(明治大学農学部教授)
 - 3)先発地域の事例解析
[ファシリテーター]
小田切 徳美氏(明治大学農学部教授)
板持 周治氏(島根県雲南市地域振興課主査)
高橋 由和氏(NPO法人きらりよしまネットワーク事務局長)
[事例候補]
高知県梶原町
長野県飯田市
石川県七尾市
 - 4)挨拶
山本 幸三 地方創生担当大臣(当時)

日本全国より、
259名が参加



都道府県個別説明会(全国キャラバン)

- 都道府県ごとに説明会や意見交換会を実施し、小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた施策の普及啓発を図るとともに、地方の課題・提案について聴取し、全体の取組のブラッシュアップを図る。

市町村担当者への説明会



小さな拠点・地域運営組織の形成推進に向けた内閣府・内閣官房の取組や、関係省庁の支援制度、全国の取組事例について説明

県・市町村との意見交換



都道府県や市町村の担当者と、小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた取組や、地域が抱える課題について意見交換

現地視察



各地における小さな拠点・地域運営組織の取組について現地調査を実施し、人口減少が進む地域の課題を聴取

開催状況

【平成28年度】

- ✓ 11月22日 福岡県
- ✓ 1月19日 秋田県
- ✓ 1月26日 大分県

【平成29年度】

- ✓ 2月2日 徳島県
- ✓ 2月6日 香川県
- ✓ 2月13日 京都府

【平成29年度】

- ✓ 4月14日 福井県
- ✓ 9月11日 熊本県
- ✓ 9月25日 青森県

2. 具体的な取組 法人化ガイドブックの作成（作成中）

- 有識者会議の最終報告を受け、地域運営組織の設立・運営において市町村及び取組地域が現場で活躍できるように、法人制度や組織運営のノウハウ等に係る現行法制度の整理や優良事例の情報などを収集・整理した、「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～」を作成。

主なコンテンツ

○よくあるつまずきポイント

- 地域運営組織を設立しようとしている地域住民や地方公共団体の職員が、設立の過程において直面しがちな「つまずきポイント」を整理し、その解決方法を事例とともに紹介。

（例）

- 地域運営組織を設ける範囲はどうでしょうか？
- 議論の場への参加状況が芳しくない（若い人や女性が参加してくれない）
- 誰にリーダーになってもらおうか？
- 誰に支援を求めたらよいのか？ 等

○自治体による支援の例

- 都道府県や市町村が、補助金の交付によって、地域運営組織の設立や法人格の取得を支援している例を紹介。

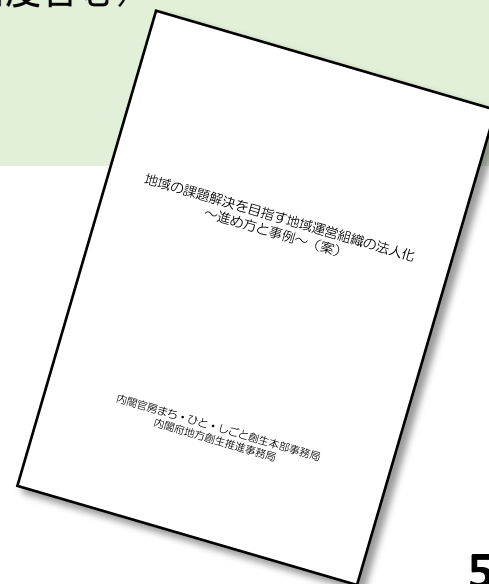
○各種手続の整理

- 上記6つの法人格について、法人化の手続例を紹介。また、地域運営組織の法人化に伴い発生する会計、税務、労務、雇用等に関する運営上の諸手続を整理。

○法人化の検討の進め方

- 地域運営組織が法人格を取得するメリットや法人化の検討プロセスについて解説。各法人格の特徴や、法人格を取得して地域課題の解決に取り組んでいる地域運営組織の事例を紹介。

- 認可地縁団体
- NPO法人
- 認定NPO法人（条例指定制度含む）
- 一般社団法人
- 株式会社
- 合同会社



関係府省の小さな拠点及び地域運営組織の形成に活用可能な
主な財政支援制度一覧
(平成29年度予算・平成30年度概算要求等)

→別紙1

各都道府県における小さな拠点及び地域運営組織の
形成促進に関する支援施策一覧
(平成29年9月時点)

→別紙2

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する主な制度一覧

○小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な財政支援制度
(平成29年度当初予算及び平成30年度概算要求)

※ 下線部分は平成30年度概算要求における拡充内容

事業名	事業内容等	予算額(億円)		担当府省
		H29 当初	H30 概算要求額	
地方創生推進交付金	官民協働・地域間連携等の観点から先駆的な取組、既存事業の隘路を発見し打開する取組み(政策間連携)、先駆的、優良事例の横展開を支援	1,000.0	1,070.0	内閣府地方創生推進事務局
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、住民の「くらし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援する。 (対象事業:地域運営組織が行う、活性化プランに基づく集落の維持・活性化に資する取組。)	4.0	5.0	総務省地域力創造グループ過疎対策室
農山漁村振興交付金	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組、「農泊」を推進する取組等を総合的に支援	100.6	119.8	農林水産省農村振興局 農村政策部農村計画課、地域振興課、都市農村交流課 整備部地域整備課
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、「小さな拠点」の形成に向けた施設整備について、 <u>一定の要件の下、既存民間施設等を補助対象に追加する拡充を行う。</u>	1.5	1.8	国土交通省国土政策局 地方振興課
改正物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業	物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援	0.39	0.83	国土交通省総合政策局 物流政策課

事業名	事業内容等	予算額（億円）		担当府省
		H29 当初	H30 概算要求額	
地域公共交通確保維持改善事業	過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費、車両の更新費等を支援	213.6 の内数	281.9 の内数	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通支援課
「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業	（１）地域力強化推進事業 ○住民の身近な圏域で、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけや複合的な課題、世帯の課題を「丸ごと」受け止める場を設けることにより、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を支援する ○市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。	20.0	34.0	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
	（２）多機関の協働による包括的支援体制構築事業 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制の構築を支援する。			
生活支援体制整備事業	介護保険制度の地域支援事業において、市町村が主体となり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。	214.6 の内数	214.6 の内数	厚生労働省老健局振興課
学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業	学びを通じた地域課題解決やまちづくりの取組を促進するため、関係者の学びと対話、ネットワークづくりの場として、全国4箇所程度において、「学びを通じた地方創生コンファレンス」を開催する	0.2	0.2	文部科学省生涯学習政策局社会教育課
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、①自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備、②「住民拠点SS」及び緊急車両用「中核SS」の供給力強化に係る設備導入支援、③緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業への支援を実施。	16.4	34.4	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
離島・SS過疎地における石油製品の流通合理化支援事業（うち過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費）	石油製品需要の減少（年率2.5%）を上回るガソリンスタンド（SS）の廃業・撤退に歯止めをかけ消費者にとってのSSへのアクセスの利便性を維持するため、①SS過疎地等におけるSSの生産性向上、②SS過疎地等における地域の総合生活サービス拠点への転換、③環境・安全対策を行う中小SS等への支援を実施。	48.6 の内数	53.8 の内数	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課

事業名	事業内容等	予算額（億円）		担当府省
		H29 当初	H30 概算要求額	
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	地球温暖化対策推進法に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画事務事業編」について、その大胆な強化・拡充や取組体制の整備に向けた調査・検討に係る費用を補助。 加えて、先進的な取組を行うことを条件に、同計画に基づく庁舎等への省エネ設備導入も補助。	32.0	50.0	環境省大臣官房環境計画課
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するものについて、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助。	80.0	80.0	環境省大臣官房環境計画課

○その他の財政制度

措置名	概要	担当府省
地方財政措置	高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上。 （１）地域運営組織の運営支援のための経費 地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費について地方交付税措置を講ずる。 （２）高齢者等の暮らしを守る経費 地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）に係る所要の経費について、地方交付税措置を講ずる。	総務省
過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。	総務省

○小さな拠点の形成に活用可能な税制措置（平成30年度税制改正要望）

※ 下線部分は拡充内容

事項名	要望内容	担当府省
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長	地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置を2年間延長するとともに、 <u>現在は適用対象外となっている設立時出資についても対象とする。</u>	内閣府地方創生推進事務局

○その他の支援制度

制度名	概要	担当
地域活性化伝道師	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。	内閣府
地域おこし協力隊	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。	総務省
集落支援員	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。	総務省
外部専門家招へい事業	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。	総務省
全国地域づくり人財塾	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。	総務省
生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。	厚生労働省
地域再生マネージャー事業	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。	(一財) 地域総合整備財団

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

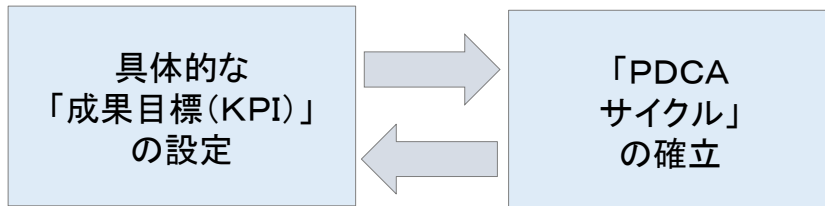
30年度概算要求額 1,070億円【うち優先課題推進枠170億円】

（29年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

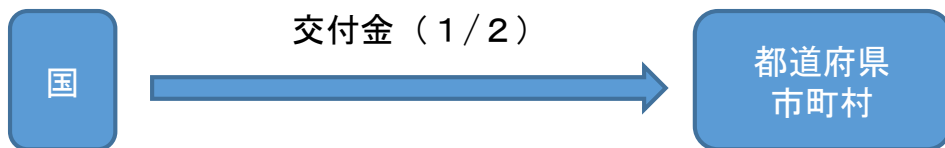
③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生を深化させ、地方の平均所得の向上を実現します。

地方創生推進交付金の活用状況(小さな拠点分野)

- 地方公共団体が「小さな拠点」分野として地方創生推進交付金を活用して取り組んでいる事業は、平成29年10月時点で61事業。
 ○広域連携事業(複数の地方公共団体が連携した事業)は5事業、都道府県単独事業は6事業、市町村単独事業は50事業。
 ○事業タイプ別の内訳は、先駆タイプが7事業、横展開タイプが47事業、隘路打開タイプが7事業。

【参考】事業タイプ

- (1)先駆タイプ……①官民協働、②地域間連携、③政策間連携のいずれの先駆的要素も含まれている事業
 (2)横展開タイプ……先駆的・優良事例の横展開を図る事業(上記①から③のうち、2つ以上含まれている事業)
 (3)隘路打開タイプ…既存事業の隘路を発見し、打開する事業

○ 平成28年度第1回(平成28年8月2日交付決定) **25事業**

地方公共団体	採択事業タイプ	事業名	交付予定額(千円)
北海道中札内村	隘路打開	食と健康づくりサポーター支援事業	367
岩手県奥州市	横展開	協働のまちづくり推進事業	22,158
山形県庄内町	横展開	小さな拠点ネットワークみんなで稼ぐまちづくり	8,649
福島県石川町	隘路打開	石川町公共施設イノベーション構想	2,750
栃木県	横展開	自立した活気あるとちぎの地域づくり事業	38,998
栃木県宇都宮市	横展開	石の里大谷エリアの地域資源を活用した地域創生事業	8,625
埼玉県吉見町	横展開	道を基軸とした人が集まるまちづくり事業	3,000
埼玉県宮代町	横展開	顔が見えるまち！集会所全面展開のまちづくり事業	8,084
千葉県睦沢町	横展開	「上市場地区」再生事業	1,971
岐阜県白川町	横展開	しらかわ人(ひと)育成による地域支援体制構築事業	8,250
滋賀県大津市	横展開	空家対策推進と公共交通網整備が連携した拠点づくり	8,900
滋賀県甲良町	横展開	小さな地域運営拠点ネットワークの形成による住みよい地域づくり事業	25,000
京都府笠置町	横展開	笠置コミュニティ創造事業	6,000
京都府南山城村	横展開	道の駅 お茶の京都みなみやましろ村を中心とした「小さな拠点」づくり事業	25,000

地方公共団体	採択事業 タイプ	事業名	交付予定額 (千円)
奈良県野迫川村	横展開	空き屋等を活用した拠点施設の整備と移住促進マッチング事業	1,750
和歌山県有田市	横展開	「坂の上の家」から始まる住民参画の「小さな拠点」づくり事業	10,000
島根県	先駆	「小さな拠点づくり」プロジェクト(中山間地域・離島対策)	200,000
島根県川本町	横展開	企業×住民×行政の三位一体による持続可能な集落の実現	600
島根県津和野町	横展開	日原賑わい創出拠点づくり事業	18,610
岡山県、岡山県新庄村	先駆	来てみて岡山！地域を支える人材応援プロジェクト発展版～生き生き拠点の形成等による地域活性化応援事業～	48,000
山口県	横展開	山口県版小さな拠点「やまぐち元気生活圏」づくり推進事業	20,000
香川県東かがわ市	横展開	小さな拠点整備事業～里山活性化事業～	2,350
長崎県、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県松浦市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、長崎県新上五島町	先駆	小さな楽園拡大連携プロジェクト	135,037
宮崎県	横展開	ひと・むらネットワークで支える「宮崎ひなた生活圏(宮崎版 小さな拠点)」づくり事業	50,000
沖縄県	横展開	小さな拠点づくり(買い物弱者支援)・交流人口拡大に向けた環境整備事業	21,512

○ 平成28年度第2回(平成28年11月25日交付決定) **16事業**

地方公共団体	採択事業 タイプ	事業名	交付予定額 (千円)
北海道枝幸町	隘路打開	地域住民が主体となった「小さな拠点づくり」事業	3,360
山形県、山形県寒河江市、山形県金山町	先駆	官民協働・地域間連携(中間支援プラットフォーム構築)による住民主体の地域づくり推進事業	42,564
宮城県塩竈市	横展開	(仮称)塩竈アフタースクール事業	1,500

地方公共団体	採択事業 タイプ	事業名	交付予定額 (千円)
福島県会津若松市	横展開	ICTを活用した中山間地域の持続的な支え合いの地域づくり事業	2,500
福島県浅川町	横展開	若者定着、元気高齢者総活躍社会づくり事業	3,000
茨城県、茨城県龍ヶ崎市、茨城県牛久市、茨城県稲敷市、茨城県美浦村、茨城県阿見町	横展開	茨城版 持続可能な地域づくり～「広域公共交通ネットワーク」プラス「小さな拠点」	7,000
群馬県榛東村	横展開	【ぶどう】をきっかけにした未来創造ラボによるモノ、コト、デザインのローカルイノベーション創出事業	2,500
埼玉県鳩山町	横展開	生活・観光共生型交通ネットワークによる集落生活圏の維持・活性化事業	100
長野県喬木村	横展開	小さな拠点ネットワーク形成事業	1,200
岐阜県中津川市	隘路打開	地域づくり活動支援事業	1,350
愛知県知立市	隘路打開	知立市版CCRC(インターナショナルCCRC)事業 高齢者×外国人=誰もが安心して暮らせる街	1,000
滋賀県豊郷町	横展開	空き家で子育て&インバウンド事業	5,000
岡山県笠岡市	隘路打開	地域を愛する強いきずなづくり事業	25,000
愛媛県宇和島市	先駆	廃校利用プロジェクト「宇和島から生きる力を世界に発信！」	6,500
熊本県宇城市	横展開	集落人口ビジョン・集落版総合戦略の策定による地域づくりのPDCA確立事業	3,550
大分県九重町	横展開	地域ビジネス展開事業	500

○ 平成29年度第1回(平成29年4月28日) **16事業**

地方公共団体	採択事業 タイプ	事業名	交付予定額 (千円)
岩手県一関市	横展開	資源・エネルギー循環型社会形成支援事業	1,923
群馬県富岡市	横展開	地域づくりの担い手プロジェクト	4,107
新潟県見附市	横展開	公民連携の地域自治モデル・地域コミュニティ組織の活動支援	23,010
新潟県弥彦村	横展開	観光・農業振興の核となる「おもてなし広場」活性化推進事業	1,750
石川県七尾市	横展開	いつまでも住み続けたいふるさと七尾事業	11,141
長野県小谷村	横展開	おたり54(ごし)プロジェクト推進事業	50,000
岐阜県本巣市	横展開	人と空間の流動性を高め、職能の多様性を生み出す「小さな拠点」活動促進事業	2,676

地方公共団体	採択事業 タイプ	事業名	交付予定額 (千円)
滋賀県湖南市	横展開	地域の好循環を支える市民主体のまちづくり	5,290
滋賀県高島市	横展開	集落機能再編・強化推進事業(地域経営にかかる中間支援組織の構築)	2,821
京都府、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府和束町、京都府南丹市、京都府井手町、京都府宇治田原町	先駆	企業サテライトオフィスの誘致から広がる持続可能な地域づくり事業	208,254
奈良県上北山村	横展開	村民とサイクリスト等が集う村の小さな拠点集約事業	4,150
岡山県笠岡市	横展開	みんなが活躍する地域の居場所づくり事業	10,305
香川県三木町	横展開	まんで願いきいきパーク(仮称)推進事業	5,000
高知県	横展開	中山間地域の維持・活性化に向けた集落活動センターの拡大・機能強化推進事業	75,000
高知県本山町	横展開	AIロボティクス「シルバーアイドル」活用と健康人材育成による自立的な健康のまちづくり推進事業	3,950
高知県梶原町	先駆	小さな拠点づくり 集落活動センター推進事業	13,078

○ 平成29年度第2回(平成29年10月13日) **4事業**

地方公共団体	採択事業 タイプ	事業名	交付予定額 (千円)
北海道雄武町	隘路打開	地域の拠点(小さな拠点)における購買・福祉・コミュニティ機能向上事業	5,582
京都府和束町	横展開	和束町茶業のリノベーション創造事業	3,150
愛媛県八幡浜市	横展開	買い物弱者支援を契機とした地域コミュニティ再生事業	1,500
鹿児島県出水市	横展開	小さな拠点でもしっかり稼げる集落づくり! 里山再活性化モデル事業	3,000

※「地方創生推進交付金の交付対象事業の決定(平成28年度第1回)について(平成28年8月2日)」、「地方創生推進交付金の交付対象事業の決定(平成28年度第2回)について(平成28年11月25日)」、「地方創生推進交付金の交付対象事業の決定(平成29年度第1回)について(平成29年4月28日)」、「地方創生推進交付金の交付対象事業の決定(平成29年度第2回)について(平成29年10月13日)」(いずれも内閣府地方創生推進事務局)を基に作成。

※記載内容はいずれも交付決定時点。

地方創生推進交付金を活用した取組

地方創生推進交付金を活用し、小さな拠点や
地域運営組織の形成を図っている事例

事業名

道の駅 お茶の京都みなみやましろ村を中心とした
「小さな拠点」づくり事業

地方公共団体名

みなみやましろ
京都府南山城村

人口:2,652人 世帯数:1,068世帯 高齢化率:42.0%
(平成27年国勢調査)

○地方創生の実現における構造的な課題、目指すべき将来像

- 南山城村は、京都府内ワーストワンという出生率の低さに加えて、人口の自然減と転出超過、特に20～39歳の若年層の転出が顕著となっており、平成7年をピークに減少が続く。
 - 高齢化率は40%超。独居・高齢者のみの世帯が約400世帯あり、その安否確認が課題。
 - 殆どの集落が交通至難地となっており、自家用車を持たない人や独居高齢者の通院、買い物も困難。また、主産業である茶業は、担い手不足や茶価低迷による農林業離れにより衰退し始めている。
- ⇒ 道の駅「お茶の京都みなみやましろ村」を小さな拠点として位置づけ、道の駅を中心に各種事業を実施していくことで、村に安定した雇用を創出し、新しい人の流れをつくり、村民の生活満足度を向上し、住みやすい村、住み続けられる村を目指す。

○本事業の概要、及び交付金の使途例

道の駅を中心とした小さな拠点の整備に向け、試作品加工等商品の充実化、運営主体である株式会社による企画・販路開拓、高齢者等の買い物難民や交通弱者対策を実施。

道の駅を中心とした小さな拠点づくりの深化

【商品開発・デザイン・試作品加工】

- 加工用原材料費、人件費、備品費
→ 試作品用原材料費、試作に係る人件費、道の駅内厨房用機器、加工用機器等の購入経費

【創業支援】

- 道の駅運営主体等への委託費
→ 商品開発、デザイン、企画、販路開拓等に係る経費

【買い物難民対策】

- 宅配サービスの構築
→ 道の駅による商品集約・配送サービスの構築に係る調査・計画費

【交通弱者対策】

- 公共交通網再構築・計画策定経費
- 交通弱者対策輸送車両費

概要

先駆性に係る取組

自立性

村が出資して設立した株式会社が、道の駅を拠点に商品開発や人材育成を継続して行うことで、道の駅運営事業の売上を増加させ、経済的な自立が達成されることが見込まれる。

官民協働

行政が舞台を整え、地域の人々が自ら取組み、利益を享受する仕組みの構築と小さな拠点を運営していく主体づくりを進める。

政策間連携

買い物難民、交通弱者対策、移住交流施策、雇用創出施策をかねており、分野横断的に施策を実行できる。

地域間連携

特に広域的宅配サービスの実現と近隣自治体の商工業者が参入できる仕組みにより、広域的に地域経済の活性化が図れる。

参考となるポイント・示唆

- 道の駅の運営主体として村出資の株式会社を設立。商品開発や人材育成を通し、道の駅の売上金によって自立することを目指している。
- 単なる休憩所、土産物売り場ではなく、地域の暮らしを受け継ぐ「ビジネスモデル基地」として道の駅を整備。課題解決に向けた仕掛けづくりを行う。

地方創生推進交付金
平成28年度第1回（平成28年8月2日決定）

	都道府県	市町村	単独	広域
事業タイプ	横展開タイプ	総事業費	123,500千円	

事業期間 平成28年度～平成30年度(3ヵ年度)

重要業績評価指標(KPI)

- 道の駅 お茶の京都みなみやましろ村の開業に伴う入込み客数
0名(事業開始前) → 104,000名
- 道の駅 お茶の京都みなみやましろ村を中心とした小さな拠点整備に伴う雇用者数
0名(事業開始前) → 20名
- 移住者数 **0名(事業開始前) → 115名**

イメージアップ資料

施設の内観



村のもん市場



施設の外観



事業名

にちはら

日原賑わい創出拠点づくり事業

地方創生推進交付金
平成28年度第1回（平成28年8月2日決定）

都道府県 市町村 単独 広域

事業タイプ 横展開タイプ 総事業費 108,826千円

事業期間 平成28年度～平成30年度(3ヵ年度)

地方公共団体名

つわの
島根県津和野町

人口:7,653人 世帯数:3,300世帯 高齢化率:45.3%
(平成27年国勢調査)

重要業績評価指標(KPI)

- 津和野町日原中心街小売・卸売販売額(単位:円)
※ 津和野町商工会により各自業者決算資料の集計を行う独自調査
423,006千円(事業開始前) → 444,006千円
- 日原中心街における新規創業者数及び後継者支援者数
0名(事業開始前) → 5名
- 賑わい創出拠点エリア利用者数(施設指定管理者による集計)
0名(事業開始前) → 4,800名

概要

○地方創生の実現における構造的な課題、目指すべき将来像

- 津和野町日原地区(人口3,300人)における中心地である日原中心街は人口減少、高齢化、店舗の減少、空き家の増加による経済・地域活動の停滞感、景観の悪化等の諸課題を抱えている。
 - こうした状況に置かれている日原中心街を、地域の資源を継承しビジネスや新たな地域活動を生む「創出」の場となる拠点として整備。
- ⇒ 人が集まりやすい施設(サービス)を集め、「日常時」は文化・健康等活動を通し住民を中心とした生活基盤の向上や伝統文化等を継承する学習の場などに寄与するものとし、休日・イベント等の「非日常時」は観光・文化等の創造的事業により、町内外から幅広く人を呼び込み、人的・経済的交流も促すものとする。この拠点エリア活用により、津和野町日原地区の活性化・再生を目指す。

○本事業の概要、及び交付金の使途例

地域の課題解決に取り組む地域開発会社を設立。地元事業者・創業予定者等が地域資源を用いて、拠点を中心とした中心街活性化を行う為の仕組み作りや、町内外から人的・経済的流入を促進させる為のイベント等による実践活動の支援を行う。同時に、カフェ、健康福祉関連施設、広場、図書館など、住民から需要の多い機能を集約することにより、日原地域における「小さな拠点」を年次的に整備。

【賑わい拠点の運営準備】

備品購入費(古民家部分)、日原賑わい創出推進協議会運営費(地域商店等による拠点活用を検討するための実証実験費等)、カフェ・広場・トイレ設備・備品購入費、情報発信ツール製作費(パンフレット更新・WEB制作)

【賑わい拠点づくり】

新設建物(カフェ・広場・トイレ)の計画策定に係る費用、実施設計委託費、図書館のシステム導入費

【人材育成支援】

まちづくり人材育成セミナー・講座に係る費用

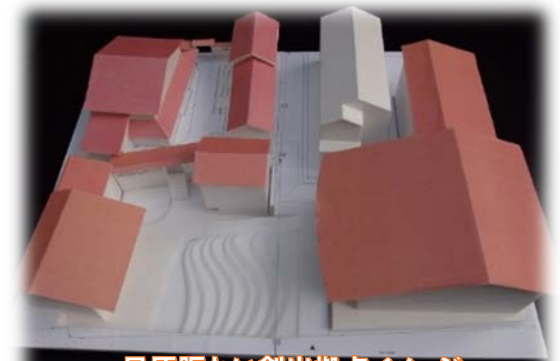
施設の使用料・イベント等収入事業開始2年後にはカフェ、3年後には健康福祉関連施設を施設内に立ち上げ、施設内の売上高向上に取り組む。また、当面は町からの運営団体へ管理費等の支援を予定しているが、将来的には施設内収入増加のための企画を地域で検討できる体制を整え、町からの支援に頼らない自立した運営を目指す。

地域に賑わいを創出する拠点機能の組立て、実際の活用についても、民間が主体性を持ち実践母体とするため、日原賑わい創出推進協議会を結成し、町は事務局として支援しながら、組織化を進める。

賑わい創出の拠点エリアを整備することで、商店街と連携し、地域資源を活用した中心街の賑わいを創出する。また経済・人的交流の拡大など地域課題や、住民の暮らしの向上に向け、政策間連携により事業を展開する。

町が隣接する益田市、吉賀町と連携して高津川の魅力を発信することで、3市町内全体の人的・経済的流入を促進する。また、森鷗外に由来する連携協定を結ぶ東京都文京区には、平成27年度から津和野町の職員を配置したことからこうした体制を最大限活用し、文京区・津和野町の両鷗外記念館の交流、津和野町の豊かな自然を活用した自然体験事業等の実施による交流を促す。

イメージアップ資料



日原賑わい創出拠点イメージ



地域伝統芸の継承

先駆性に係る取組

自立性

官民協働

政策間連携

地域間連携

参考となるポイント・示唆

- 地域の課題解決に取り組む地域開発会社を立ち上げ、中心街の維持や創業予定者の支援、健康づくりや子育て支援など幅広く事業を展開。
- 創業支援や事業継承者の支援など、一過性の取組でなく、長期的な視点に立って地域の「稼ぐ力」を向上させる取組を推進。

事業名

官民協働・地域間連携(中間支援プラットフォーム構築)による住民主体の地域づくり推進事業

地方創生推進交付金
平成28年度第2回 (平成28年11月25日決定)

	都道府県	市町村	単独	広域
事業タイプ	先駆タイプ	総事業費	637,416千円	

事業期間 平成28年度～平成32年度(5ヵ年度)

地方公共団体名

山形県、山形県寒河江市、金山町

重要業績評価指標(KPI)

- 中間支援プラットフォームによる住民主体の地域活動拠点(地域運営組織)形成
0拠点(事業開始前) → 90拠点
- 任期終了した地域おこし協力隊員の本県定住率
40%(事業開始前) → 65%

概要

○地方創生の実現における構造的な課題、目指すべき将来像

- 地域においては、課題を抽出し解決できる組織づくりのノウハウや、マンパワー・リーダーの不足、地域活動に対する市町村の関与のあり方などから思うように住民主体の取組みが進んでいない現状。
 - 県は複数部局で地域づくり推進施策を標榜するも、政策間連携が充分に取れないまま展開されてきた。
 - 市町村は、行財政改革等により、地域づくりの最前線を担うべき、市町村職員の地域づくり施策に対するプライオリティの低下(かかわり不足)が課題。
- ⇒ 官民協働による中間支援プラットフォームを構築し、住民主体で地域づくりを行う地域運営組織が全県域で形成され、地域の人々が将来にわたり、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

○本事業の概要、及び交付金の使途例

官民協働・政策間連携・地域間連携による「中間支援プラットフォーム」の構築により、住民主体の地域づくり(地域運営組織の形成)支援事業を展開。

【活力ある地域づくり推進事業(複数の「小さな拠点」の形成を支援する中間支援組織等の参画する活動)】

- 地域運営組織形成に係る「手順書」(マニュアル)作成(平成28年度)
県内の先駆モデルである、「きらりよしまネットワーク」の組織形成過程をマニュアル化し、組織形成の取り組みの普及拡大を図る。
- 地域再生計画を着実に展開するためのアドバイザーボードの設置(2名程度)
- 中間支援プラットフォームによる「地域運営組織形成モデル事業」の実施
県内4地域にモデル地区を選定し、地域運営組織形成の取り組みへの重点支援を実施。「手順書」活用。
- 地域づくり担い手確保(外部人材)と人材育成・活用事業
- 住民主体の地域づくり機運醸成事業(地域未来フォーラム)の開催
地域運営組織形成の取り組みに関する地域住民の意欲拡大と取組みへの参画拡大を図るためのフォーラムを県内4地域で開催。

イメージアップ資料

【地域運営組織の活動の様様】
きらりよしまネットワーク(川西町)



買い物支援見守りサービス



人材育成
(若者の地域活動参加促進)

【地域運営組織形成モデル事業取組み地区】



寒河江市地産地消型レストラン
「たしる亭」



金山町中田地区

先駆性に係る取組

自立性

地域運営組織の自立した運営に向けて、行政サービスの受託(国・県・市町村)ができる体制整備やコミュニティビジネス展開支援を行い、自立した運営を目指す。

官民協働

- 中間支援団体との協働による最適化された支援施策の実現。
- 民間の参画により、連続性・継続性が担保された施策展開及び専門的支援が可能となる。

政策間連携

県本庁各部局の地域づくり施策を最適化(パッケージ化)するとともに、施策及び相談窓口を県内4地区の総合支庁に集約し、受益者(市町村・地域住民)から見た施策の最適化を行う。

地域間連携

連携市町村は集落調査を行い、地域診断書を作成し、中間支援プラットフォームで情報を共有し、各主体が地域課題ごとに連携又は役割分担を明確にし、最適化された施策展開を実現させる。

参考となるポイント・示唆

- 形成プロセスをマニュアル化することにより、コミュニティビジネスを活用して自立した運営ができる地域運営組織の形成を目指している。
- 一過性の取組ではなく、フォーラムや研修を通して地域づくり担い手を育成するなど、将来を見据えた計画を作成している。

事業名

茨城版 持続可能な地域づくり～「広域公共交通ネットワーク」プラス「小さな拠点」

地方公共団体名

茨城県、茨城県龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町

概要

○地方創生の実現における構造的な課題、目指すべき将来像

- 県民のマイカー依存度が高く、マイカーの普及や少子化の進展により、平成14年度から路線バスが廃止され、交通空白地域が発生。20市町村でコミュニティバスを運行し、24市町村でデマンドタクシーを運行するなど、域内交通で補完しているが、市町村間をまたぐ広域移動のニーズには十分対応できていないのが現状。
- また、人口減少と高齢化の進展に伴い、商業施設の撤退、農業等の後継者不足、地域コミュニティの低下などにより、地域における生活機能の維持が困難になってきている。

⇒ 県、市町村、交通事業者、地元関係者が連携して、広域的な公共交通の確保・維持、小さな拠点の整備に取り組むことで、分散している生活サービスや地域活動をつなぎ、すべての人に福祉・医療・商業など日常生活に必要なサービスの提供ができる環境づくりを進める。

○本事業の概要、及び交付金の使途例

市町村枠を越えた交通ネットワークを充実させるため、地域の拠点となる病院、学校、観光施設、鉄道駅などを結ぶ広域路線バスの実証運行を実施。

広域路線バスネットワーク事業費(地域協議会※で合意された広域バス路線の実証運行等に対する支援)

- 実証運行経費
- 利用促進のための支援
- バス停環境の整備(バス停、ベンチ、駐輪場、実証運行の案内看板等設置)
- 商店街等との連携(複数の商店街をルートで連結し、バス利用者へのキャンペーンを実施)
- マイバス運動の展開(PRチラシ、時刻表、交通マップの作成等)

※地域協議会…茨城県公共交通活性化会議の中に設置(県内4地域:県北、県南、鹿行、県西)。県、市町村、国(運輸局)、交通事業者、学識経験者で構成

- バス実証運行については、協議会において最適なルートや運行ダイヤの検証をPDCAサイクルにより実施するとともに、住民等による利用促進に取り組むことにより、収益性を高め、将来的には自立した運行を目指す。
- 「小さな拠点」形成については、行政が地元住民団体を中心とした地域運営組織の立ち上げや、地域運営組織の自走までを支援していくことで、組織の自立化を図る。

- 県、市町村、交通事業者、地元関係者(住民、商工団体等)が連携して、公共交通の再編、鉄道駅や集会所・道の駅など小さな拠点の整備に取り組むことで、分散している生活サービスや地域活動をつなぎ、コンパクト・プラス・ネットワークを推進する。
- 「小さな拠点」形成においては、行政が、地元住民団体を中心とした地域運営組織づくりや運営組織の活動を支援していくことで、地域運営組織の自立化と持続的な取組につなげる。

人口減少や少子高齢化が進展する中で、広域的な公共交通の確保・維持を通じて、分散している生活サービスや地域活動をつなぐことにより、地域住民の生活サービスの維持だけでなく、観光・交流の促進など、人口減少に直面する地方において交流人口の拡大や、地域の活性化を目指す。

県と市町村との連携により、実証運行、利用促進、バス停環境整備など、広域公共交通についての取組状況を他市町村に情報提供し、必要な助言を行うことで、県内各地における取組を促進する。

先駆性に係る取組

自立性

官民協働

政策間連携

地域間連携

参考となるポイント・示唆

○マイカー保有台数等、客観的な数値データに基づいて課題解決に向けた計画を作成し、事業の実現性を高める工夫をしている。

○県と市町村が広域連携して取り組むことで、適宜情報提供や助言を行い、各市町村の取組を促進させる狙い。

地方創生推進交付金
平成28年度第2回(平成28年11月25日決定)

	都道府県	市町村	単独	広域
事業タイプ	横展開タイプ	総事業費	104,000千円	
事業期間	平成28年度～平成30年度(3カ年度)			

重要業績評価指標(KPI)

➤ 県内の乗合バス・タクシーの人口千人当たり利用者数
13,126名(事業開始前) → 13,126名

※利用者数が減少傾向にある中、県内公共交通のネットワーク化・利便性向上を図ることにより、現状の数値を維持することを目指す。

イメージアップ資料



事業名

ななお

いつまでも住み続けたいふるさと七尾事業
地方創生推進交付金
 平成29年度第1回（平成29年4月28日決定）

	都道府県	市町村	単独	広域
事業タイプ	横展開タイプ	総事業費	76,883千円	

地方公共団体名

ななお
石川県七尾市
 人口:55,325人 世帯数:20,855世帯 高齢化率:34.7%
 （平成27年国勢調査）

事業期間 平成29年度～平成31年度(3ヵ年度)

概要

○地方創生の実現における構造的な課題、目指すべき将来像

- 近年人口減少が大きな課題となっており、その対策として、地域コミュニティの活性化や移住定住の促進等に取り組んでいる。しかしながら、地域からの人口流出に歯止めがかからず、市内各地の地域コミュニティ機能の低下が見込まれる。
- ⇒ 総合戦略に掲げている4つの柱の「時代にあった地域をつくり、安全・安心な暮らしを守る」の実現に向けて、最小地域コミュニティである町内会を結ぶ「地区」を七尾版「小さな拠点」と位置付け、協議会を設立している。設立した協議会が行政に頼らず、自らの力で地域の振興やその他の実情にあった地域活性化に取り組むことにより、当市のさらなる地方創生を推し進め、持続可能なまちの実現を目指す。

○本事業の概要、及び交付金の使途例

様々な地域の課題解決に向けて、住民が自分たちで考え、協力・連携して取り組める体制(組織)を構築し、地域づくり協議会が地域の防災及び防犯活動や公共交通弱者対策、地域への移住定住の推進、地域資源を活かした観光振興等に取り組む。

これらの取り組みを稼ぐ力と地域の活力につなげるため、意見交換や研修等を行い、各地域づくり協議会が連携して取り組むことで相乗効果が期待できる事業や地域づくり協議会の法人化について検討を行う。

【地域コミュニティ交付金(事業主体:地域づくり協議会)】

- 基礎的活動費(世帯数に応じた額)+地域活動費(1地区500千円)として、地域の防災及び防犯活動、見守りサービスや買い物弱者支援等に対する活動への支援

【地域づくり協議会事務局支援(事業主体:地域づくり協議会)】

- 地域の共通課題の解決と、地域コミュニティの活性化のため、3地区の地域づくり協議会の人件費相当分を支援

【地域創生交付金(事業主体:地域づくり協議会)】

- さらなる地域活性化を図るために、市の総合戦略に掲げる事業を「地域版総合戦略」として掲げ、取り組む活動への支援

【地域づくり研修会の開催等(事業主体:七尾市)】

- 立ち上げた地域づくり協議会の協議の進め方や課題解決に必要なノウハウを学ぶ勉強会、地域が稼ぐための広域的な仕組みづくりや法人化に向けた研修会の開催等による支援

公共施設の管理運営や美化作業等行政からの委託費や、各地域づくり協議会が行う事業(ちよい寄りカフェやレンタサイクル事業)などにより、自己財源を確保。

地域づくり協議会は、「地域版総合戦略」に掲げる事業を推進し、行政は地域づくり協議会の取り組みに対する支援や研修等の学べる場を設けることで、七尾版「小さな拠点」づくりを推進。

地域づくり協議会の活動を支援することにより、地域づくりだけでなく、移住定住の推進や世代間交流、コミュニティビジネスに参画する人材の育成等、様々な施策を推し進めることが可能。

重要業績評価指標(KPI)

- ▶ 県外からの転入者数
43名(事業開始前) → 163名
- ▶ 新たなコミュニティビジネスの立ち上げ件数
1件(事業開始前) → 12件
- ▶ 地域づくり協議会の設置地区
13地区(事業開始前) → 15地区

イメージアップ資料

地域づくり研修及び意見交換の場

地域づくり協議会が行う防犯活動

先駆性に係る取組

自立性
官民協働
政策間連携
参考となるポイント・示唆

○地域づくり協議会が「地域版総合戦略」を策定。市はその戦略に基づき、交付金の支給や相談窓口の設置、稼ぐ仕組みづくりや法人化に関する研修等、様々なかたちで協議会を支援することにより、七尾版「小さな拠点」づくりを推進。

事業名

地域の好循環を支える市民主体のまちづくり

地方創生推進交付金
平成29年度第1回（平成29年4月28日決定）

	都道府県	市町村	単独	広域
事業タイプ	横展開タイプ	総事業費	26,180千円	

地方公共団体名

滋賀県湖南市

人口:54,289人 世帯数:21,286世帯 高齢化率:21.5%
(平成27年国勢調査)

事業期間 平成29年度～平成31年度(3ヵ年度)

概要

○地方創生の実現における構造的な課題、目指すべき将来像

- 平成18年から転出が転入を上回る状態が続いており、若者の転出超過が顕著。若者を中心とした社会減を抑制するためには、地域まちづくり協議会による主体的なまちづくりの取組みにより、地域の活力を維持していくことが重要と考えている。また、まちづくり人材の不足や若者の参画が少ない点も課題。
- ⇒ 市内に7つある地域まちづくり協議会(地域運営組織)による地域の活力を維持する主体的な取組みを支援することにより、魅力ある地域コミュニティを実現。市民主体のまちづくりの取組みにより、人口減少を抑制して地域の労働力の確保を可能にし、地域の好循環を支える基盤となることを目指す。

○本事業の概要、及び交付金の使途例

地域まちづくり協議会が地域の活力を維持するために主体的に取り組むまちづくり活動への支援(事業を以下のとおりメニュー化し、協議会が事業の実施に必要な費用を支援)。また、将来のまちづくり人材を確保するための研修会等への取組みや若者等による政策コンテストを実施。

【地域まちづくり協議会が選択する事業メニュー(一例)】

- コミュニティビジネスの推進
地域が実施するコミュニティビジネスの支援により、地域まちづくり協議会の自主財源確保、将来にわたる地域コミュニティの維持・活性化につなげる。コミュニティビジネス等での雇用において、高齢者や子育て中の方などが時間に捉われない働く場の実現を支援する働き方改革を実施。
- 地域交通
地域が主体となり、市コミュニティバス以外の公共交通の形態に係る調査研究活動により、将来の生活に必要なサービスの供給、地域コミュニティの維持に対応する
- 観光振興
観光・特産品などの魅力を発信する動画作成、地域の歴史・文化の継承、地域の魅力を再発見し観光資源として活用することにより、市の観光政策の地域コミュニティへの展開を図る。

重要業績評価指標(KPI)

- 社会動態
-251名(事業開始前) → 0名
- 本制度を活用した地域まちづくり協議会の事業への参加者数(人)
0名(事業開始前) → 5,000名
- 地域まちづくり協議会の自己収入
1,000千円(事業開始前) → 3,500千円

イメージアップ資料



菩提寺まちづくり協議会による活動



三雲まちづくり協議会による活動「みちぐさコンパス」

先駆性に係る取組

自立性

コミュニティビジネスの販売収入・利用料収入や企業からの寄附金などにより、自己収入を確保する取組を進める。計画期間終了後は、協議会がコミュニティビジネスや企業からの資金による自己収入を確保し、交付金に依存しない運営を可能とする。また、成果の上がった協議会の先進的な事業を他の協議会や市全体へ横展開することにより、事業効果を高め効率化を図る。

官民協働

協議会が自ら策定した地域コミュニティプランの実現に向けて自主的に事業を進める、行政はそれを支援。

政策間連携

協議会が実施する子育て支援については、地域ぐるみで子育てを支援することにより、子育てサービスの充実や子育て家庭の負担軽減につながり、少子高齢化対策や働き方改革にも効果が期待できる。また、地域の農業振興、観光振興は、現在進めている市の農業施策、観光施策を地域コミュニティに展開することにつながり、市民主体のまちづくりと産業振興の相乗効果が発揮され、地域の平均所得の向上につながる。

地域間連携

協議会による事業メニューの実施にあたっては、友好交流都市との市民レベルの交流による地域振興を進めていく。

参考となるポイント・示唆

○市は、地域まちづくり協議会が取り組むべき事業をメニュー化、協議会は目指すべき将来や活動方針を自ら定めたコミュニティプランの実現に向け、必要される事業をメニューから選択。協議会の主体的な取組が一体となって、市民主体のまちづくり活動を推進。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

平成30年度概算要求額 5.0億円

(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

- 集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、住民の「暮らし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援する。

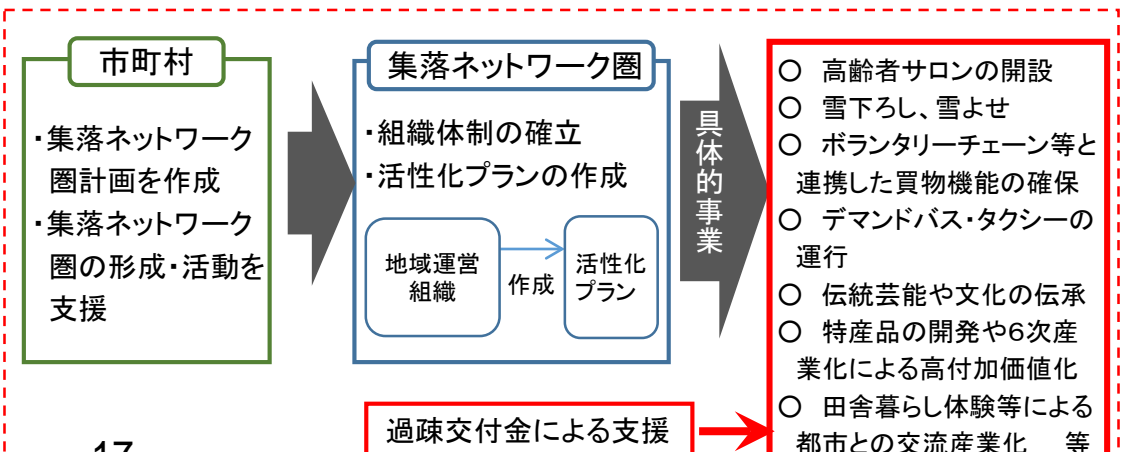
集落ネットワーク圏における取組イメージ



※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- (1) 事業実施主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織 (地域運営組織)
※交付金の申請は市町村が行う。
- (2) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (3) 平成30年度概算要求額 5.0億円 (平成29年度予算 4.0億円)
※優先課題推進枠
- (4) 対象事業 **活性化プランに基づく集落の維持・活性化に資する取組。**



63 農山漁村振興交付金

【11, 976 (10, 060) 百万円】

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等の取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景／課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、農山漁村の維持・発展に向けて、農業者等の地域住民の就業の場を確保するとともに、地域の創意工夫による取組を進め、所得の向上や雇用の増大に結びつけていく必要があります。
- ・特に「農泊」の推進を通じて、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、農山漁村の所得の向上や地域の活性化を図ることが重要となっています。
- ・また、一億総活躍社会の実現に向け、農業と福祉が連携する農福連携への期待が全国的に高まっています。
- ・さらに、都市農業については、食料生産のみならず、農作業体験の場や災害時の避難場所の提供等の多様な機能への評価が高まっています。
- ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、都市農業の多様な機能を発揮するため取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、農山漁村における定住等を図るための取組、「農泊」を推進する取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させること等により、農山漁村の自立発展を目指す。

<主な内容>

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 1, 348 (1, 447) 百万円
農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援します。
また、福祉農園等を整備する取組、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組や、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組を支援します。

2. 山村活性化対策 800 (780) 百万円
山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在的な力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。

3. 農山漁村活性化整備対策 2, 333 (2, 833) 百万円
市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援します。

4. 農泊推進対策

7, 495 (5, 000) 百万円

「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得向上や地域の活性化を図るため、農泊ビジネスの現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援します。

事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等
 交付率：定額、1/2等

お問い合わせ先：

都市農村共生・対流対策及び農泊推進対策に関すること	(03-3502-5946)
地域活性化対策に関すること	(03-6744-2203)
山村活性化対策に関すること	(03-6744-2498)
農山漁村活性化整備対策に関すること	(03-3501-0814)

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、都市農業の多様な機能を発揮するための取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組、「農泊」を推進する取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 「農泊」については、平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農泊」に取り組む体制の構築等への支援や優良地域の国内外へのプロモーションの強化を図り、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することとされたところであり、「農泊」の取組をビジネスとして早期に自立化させるため、ソフト・ハード対策を一体的に支援することにより、500地域創出の早期達成を目指す。

農泊推進対策（拡充）

○地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・農泊をビジネスとして実施できる体制の構築
- ・地域に眠っている資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・農泊の取組をビジネスとして早期に自立化させるため、料理人と農泊地域のマッチングなどの人材育成確保を支援
- ・インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置 等



農作物収穫体験



森林散策



地引き網漁体験

農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修



農家レストランの整備

- 実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間：上限2年等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1/2等

農山漁村活性化整備対策

○市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1/2等）



味増加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設

都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

○農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、農家住宅に係る構想の策定、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援

○福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

○都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市農業の意義の周知、都市農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援



活動計画づくり



農家住宅構想策定



障害者による玉ねぎ収穫



都市農地の農産物を販売するマルシェの開催

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：上限2年等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1/2

山村活性化対策（拡充）

○山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在的な力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援



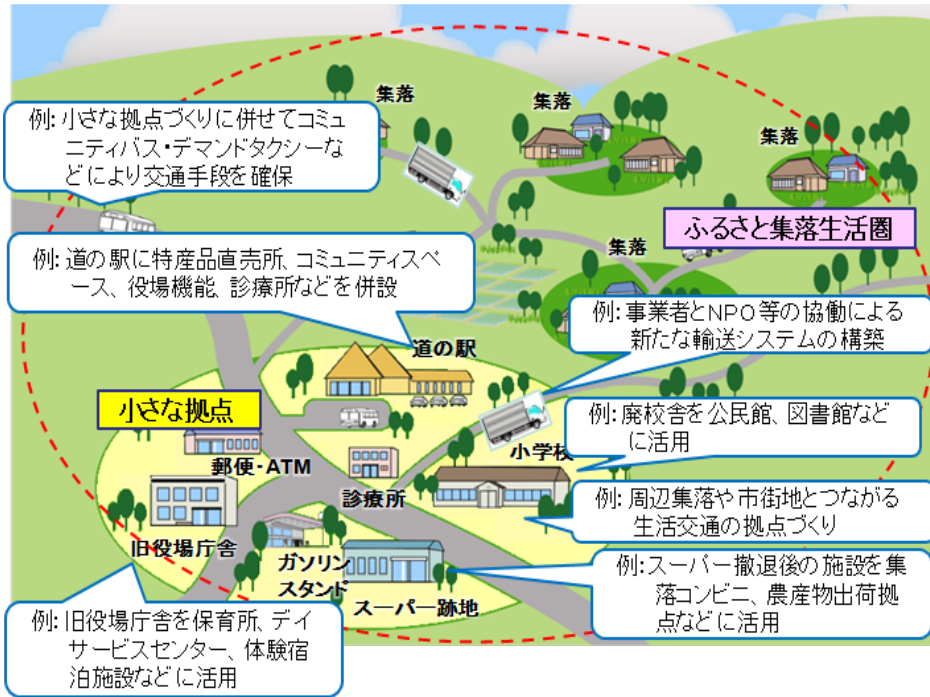
地域産品の加工・商品化

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年等
- 交付率：定額（上限1,000万円等）

「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。

このため、「小さな拠点」の形成に向けた施設整備について、一定の要件の下、既存民間施設等を補助対象に追加する拡充を行うとともに、「小さな拠点」に係る交通ネットワーク等の維持向上に向けた取組を進める。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

(※下線部は平成30年度拡充に係る部分)

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村等の条件不利地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等(間接補助)
- 対象事業

- ・小さな拠点の形成に向けた施設整備(既存民間施設等を含む)
- ・ネットワーク拠点施設の整備

○小さな拠点に係る交通ネットワーク等の維持向上に向けた取組の推進

「小さな拠点」と周辺集落等を結ぶ交通ネットワーク等を維持向上するため、先進的な取組の抽出分析や、地域の実情に即した計画づくりなどの支援・推進を行うとともに、それらの成果を普及・展開する。

地域内の共同輸配送等の調査支援

○改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画※の策定のための調査事業等の支援を実施。

※総合効率化計画は、物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提とした多様な取組が対象。

事業概要

1. 補助対象事業者

荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

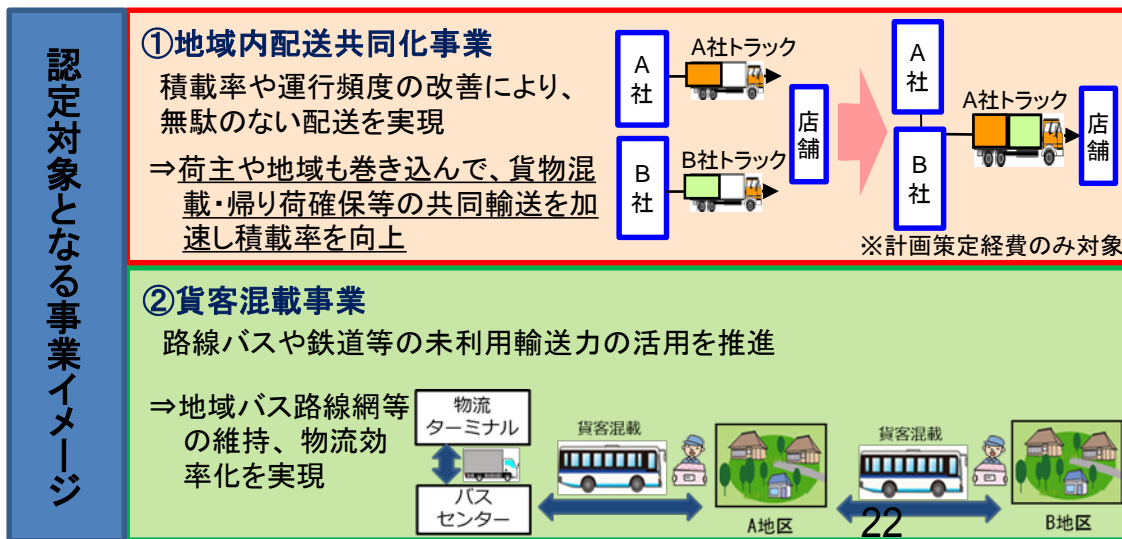
2. 補助対象経費(補助率)

計画策定経費(定額(上限200万円))、運行経費※(最大1/2)

※総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して、積載率の向上、走行車両台数及びCO₂排出量の削減を図るものであり、輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費が対象。

3. 平成29年度予算額 : 39百万円

平成30年度予算要求額: 83百万円



○ 省力化された効率的な物流の実現

⇒潜在的輸送力を活用し、多様なニーズに応える効率化した物流を実現

○ トラックドライバー不足の解消

⇒就業環境の改善等による人材確保と併せ、省力化により物流機能を維持

○ CO₂排出量の大幅な削減

⇒社会への貢献度の高い物流の実現

地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

平成30年度要求額 282億円

地域の特性に応じた生活交通の確保維持

<支援の内容>

- 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
- 地域内交通の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。

快適で安全な公共交通の構築

<支援の内容>

- ノンステップバスの導入、鉄道駅におけるホームドアの整備、内方線付点状ブロックの整備 等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新 等

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

<支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査
- 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価

地域公共交通網形成計画

地域公共交通再編実施計画

国の認定

地域公共交通ネットワーク再編の促進

<支援の内容>

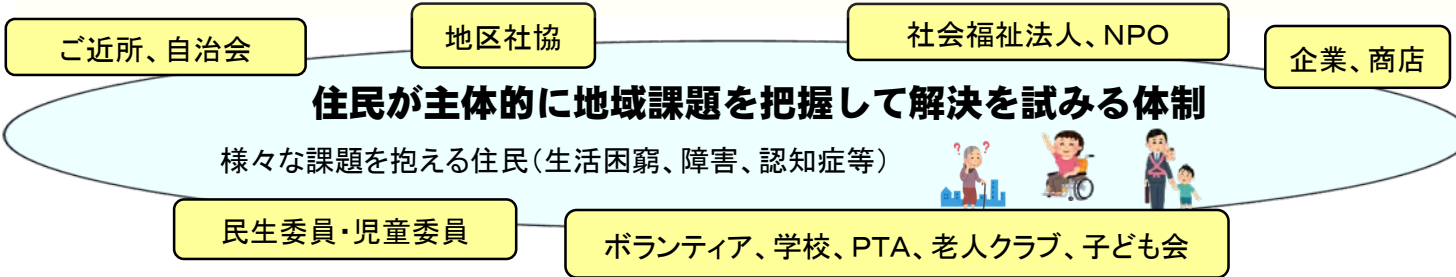
- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業の実施
・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入 等

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

平成30年度概算要求額 34 億円
実施主体:市町村(200か所程度) 都道府県可
(平成29年度予算額 20 億円(100か所程度))

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ



[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

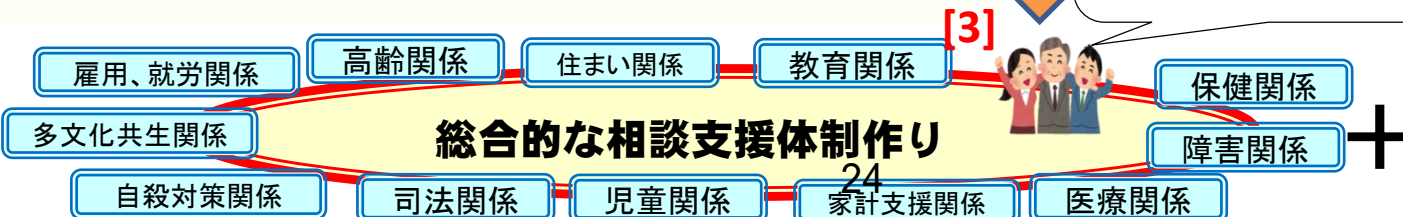
小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

生活支援体制整備事業(介護保険制度)

平成30年度概算要求額: 215億円

- 地域包括ケアシステムの充実に向けて、充実・強化の取組を地域支援事業の枠組みを活用し、市町村が推進。
- あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。
- これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで、地域で高齢者を支える社会が実現。

平成30年度までに全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進

地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化

「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、**高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進**

※1 平成30年度からの完全実施に向けて段階的に予算を拡充。(財源は、消費税の増収分を活用)

※2 上記の地域支援事業(包括的支援事業)の負担割合は、国²⁵39%、都道府県19.5%、市町村19.5%、1号保険料22%

生活支援体制整備事業における『生活支援コーディネーター』『協議体』の役割

(1) **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能がある。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none">○ 地域に不足するサービスの創出○ サービスの担い手の養成○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	<ul style="list-style-type: none">○ 関係者間の情報共有○ サービス提供主体間の連携の体制づくりなど	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心

② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) **協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※ 生活支援コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業

(前年度予算額 22,487千円)
30年度要求額 20,238千円

～地域力活性化コンファレンスの開催～

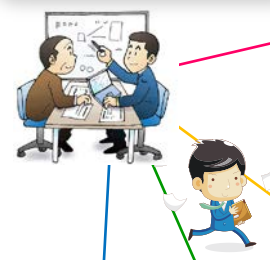
第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。具体的には、これまで各地域で取り組んできた地域課題解決の優れた取組(まちづくり、防災、子供・若者支援、高齢者の地域参画など)や先進的な実践等において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、学びによる地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発を行う。

I. 地域力活性化支援委員会の設置

- ・各ブロックでの地域力活性化コンファレンス開催にあたり、実施内容、詳細な企画の検討。
- ・コンファレンスへのアドバイザー支援。
- ・各地域コンファレンスの成果を持ち寄るとともに、未実施地域にも広く周知するため、成果報告会(全国コンファレンス)を開催

コンファレンス企画審査等:5百万円

支援委員会が各地域を様々な形で支援



II. 地域力活性化コンファレンスの開催

- ・全国4箇所において、都道府県、市町村、NPO、民間企業等の社会教育関係者が集まり、地域力活性化に向けた関係者間の効果的マッチングやネットワークを構築しつつ、課題の共有、解決のための協議を実施。

全国4箇所×3.4百万円、その他経費:1百万円

コンファレンス (Conference)

一会議、協議会の意。関係者間で共有する問題について協議すること。

コンファレンスの主な実施内容

【28年度取組事例】
学びを通じた地方創生コンファレンスIN福岡
(実施主体 福岡中小企業経営者協会連合会)

- 趣旨 世代とセクターを越えたりソースの融合による地域力向上を目指し、優良事例と地域の実践事例を研究するとともに、「対話」を体感する。
- 日時 平成29年1月28日(土)～29日(日)
- 場所 福岡市立舞鶴小中学校
- 参加人数 413人



(右上)対話とファシリテーション研修、(左下)様々な年齢、セクターの人による対話

成果

- 公民館等の「学びの場」を拠点として、様々な主体との連携・協働のネットワークづくり
- 活力ある地域コミュニティ形成のための学びによる地域の課題解決、地域力活性化の取組の促進
- 高齢者をはじめとする全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 平成30年度概算要求額 34.4億円（16.4億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、以下の事業を実施します。

(1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」(※1)の整備

平成28年4月の熊本地震において、災害時における燃料供給拠点としてのガソリンスタンド（SS）の役割が再認識されました。このため、こうしたSSに、自家発電機を整備し、SSの災害時対応能力を強化します。

(2) SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援

地下タンクの入換・大型化
「住民拠点SS」及び「中核SS」(※2)等のSSが保有在庫量を増加するための地下タンクの入換・大型化を支援します。

(3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

SSの災害対応能力強化のための研修・訓練を支援します。

※1 自家発電機を備え、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となるSS

※2 災害時に緊急車両等に優先給油を行うSS

成果目標

- 本事業を通じ、災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」を平成31年度頃までに8,000箇所整備するなど、石油製品の供給体制の構築を通じた災害対応力の向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備

災害対応設備の導入



・自家発電機の導入



・熊本地震時のSS混雑の様子

(2) SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援

地下タンクの入替・大型化



・鋼製一重殻タンクの撤去及び大型二重殻タンクの設置

(3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

災害対応能力強化のための研修・訓練



災害時の石油製品の安定供給体制を構築

離島・SS過疎地における石油製品の流通合理化支援事業費

平成30年度概算要求額 **48.6億円 (53.8億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 離島における石油製品の安定的かつ安価な供給を確保するため、本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分の補助や石油製品の安定供給体制等を構築する取組に対する支援をします。また、SS過疎地(※)において、消費者にとってのSSへのアクセスの利便性を維持するために、SSの生産性向上・経営革新や地域の総合生活サービス拠点への転換による経営基盤強化及び環境・安全対策を支援します。

(※)SS過疎地：市町村内のSS数が3ヶ所以下の地域

(1) SS過疎地対策検討支援事業

SS過疎地の自治体等が住民の利便性維持のための燃料供給体制に係る計画を策定する取組を支援する。また、過疎地等において、地域の実情に応じた燃料供給システムの構築に係る実証事業や、SS従業員の人材育成・マッチングを支援します。

(2) 環境・安全対策等を行う中小SS等への支援

- ① 地下タンクからの危険物漏えい防止のための補強工事や漏えい点検検査、
- ② 地下タンク等の撤去、SSの統合・集約・移転等を支援します。

(3) 離島ガソリン流通コスト対策支援事業費

輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、ガソリン価格が実質的に(流通コスト相当分)下がるよう支援します。

(4) 離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費

地域ごとに関係者(自治体、事業者(元売・地元販売店)、需要家など)による検討の場を設け、石油製品の流通合理化策や安定供給体制を構築する取組を支援します。

成果目標

- 本事業を通じて、SS過疎地の燃料供給体制に係る計画を策定した自治体の割合向上及び離島のガソリン小売価格の実質的な引き下げ、離島における石油製品の流通合理化と安定供給の対策の策定を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

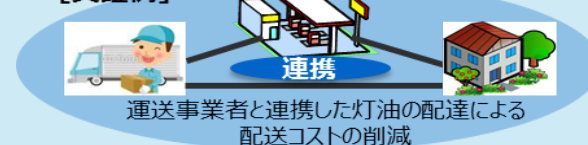


事業イメージ

(1) SS過疎地対策検討支援事業

SS過疎対策検討・調査、実証事業等

[実証例]



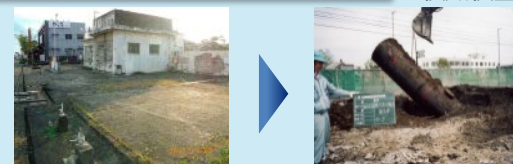
(2) 環境・安全対策等を行う中小SS等への支援

① 漏えい防止対策、土壌汚染の早期発見

- ・内面ライニング施工
- ・電気防食システム設置
- ・精密油面計設置

② タンク放置防止、SSの統合・集約・移転

- ・危険物の漏れの点検に係る
検知検査等



(3) 離島のガソリンの流通形態のイメージ



(4) 離島の石油製品の流通合理化策・安定供給体制の検討

- 島内油槽所や給油所の石油製品備蓄増強による安定供給体制の確立
- 石油製品の海上輸送・調達方法の見直しによる流通合理化 等



背景・目的

- 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)では、国の目標として2030年度に2013年度比で温室効果ガス26%減、うち地方公共団体を含め「業務その他部門」は約40%減と掲げられた。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「地方公共団体実行計画事務事業編」(以下「事務事業編」という。)を策定しPDCA体制を通じて公共施設等からの温室効果ガス排出の削減に努めるとされている。
- そこで、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、CO2排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するよう促す必要がある。

事業概要

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

- ・事務事業編の策定・改定
 - ・事務事業編に基づく取組の強化・拡充(省エネ診断等)
 - ・取組実行体制の整備(例:首長をトップとした本部設置)
- 等に必要となる調査・検討に係る費用を補助。



事務事業編の改定・強化

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、下記①及び②の提出を条件として、公共施設(庁舎等)への省エネ設備等導入を補助。

- 条件①:カーボン・マネジメント体制の整備計画
※エネルギー起源CO₂排出削減のための取組の評価・改善を全庁的かつ定期的実施するもの。
- 条件②:カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針

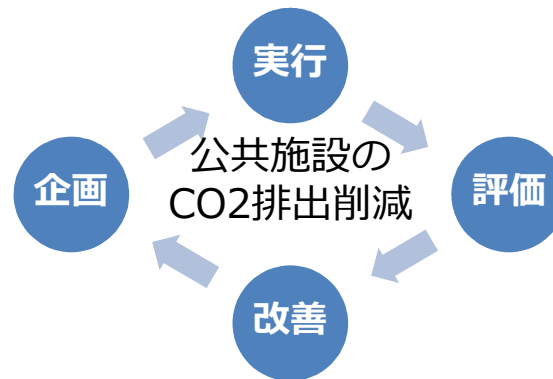
空調・照明・エネルギー
マネジメントシステム等

導入



公共施設(庁舎等)の新築・改築時に省エネ設備等を導入

カーボン・マネジメントのイメージ



全庁的な体制でCO2削減対策の
Plan/Do/ Check/Act

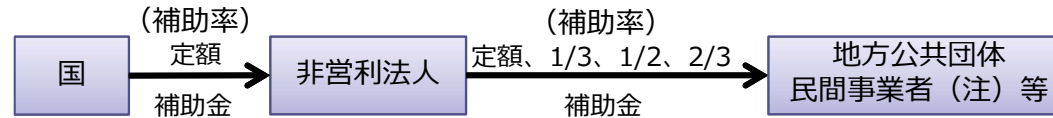
対策ノウハウの
幅広い普及

※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間

- 左記1事業:平成28年度~平成30年度(最大3年間)
- 左記2事業:平成28年度~平成32年度(最大5年間)



(注) 地方公共団体等と
共同申請するリース会社等

1. 補助対象: 地方公共団体等

補助割合: 都道府県・政令市: 1/2、その他市区町村及び地方公共団体の組合: 定額(いずれも上限額1,000万円)

2. 補助対象: 地方公共団体等

補助割合: 都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請するリース会社等): 1/3、地方公共団体の組合: 1/2、その他市区町村: 財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3

事業期間: 公募時に原則3年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。



背景・目的

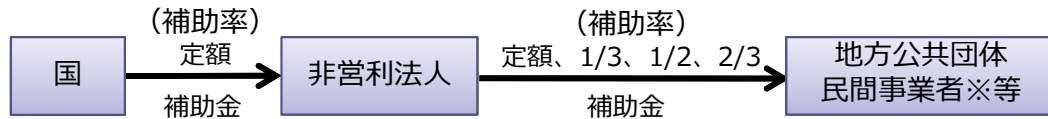
平成28年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれた。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にある。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要がある。

事業スキーム

実施期間：平成28年度～32年度（最大5年間）



※熱利用設備に対する民間事業者への補助は経済産業省（資源エネルギー庁）が実施。（系統連系されていない離島を除く。）

事業概要

地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。

支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

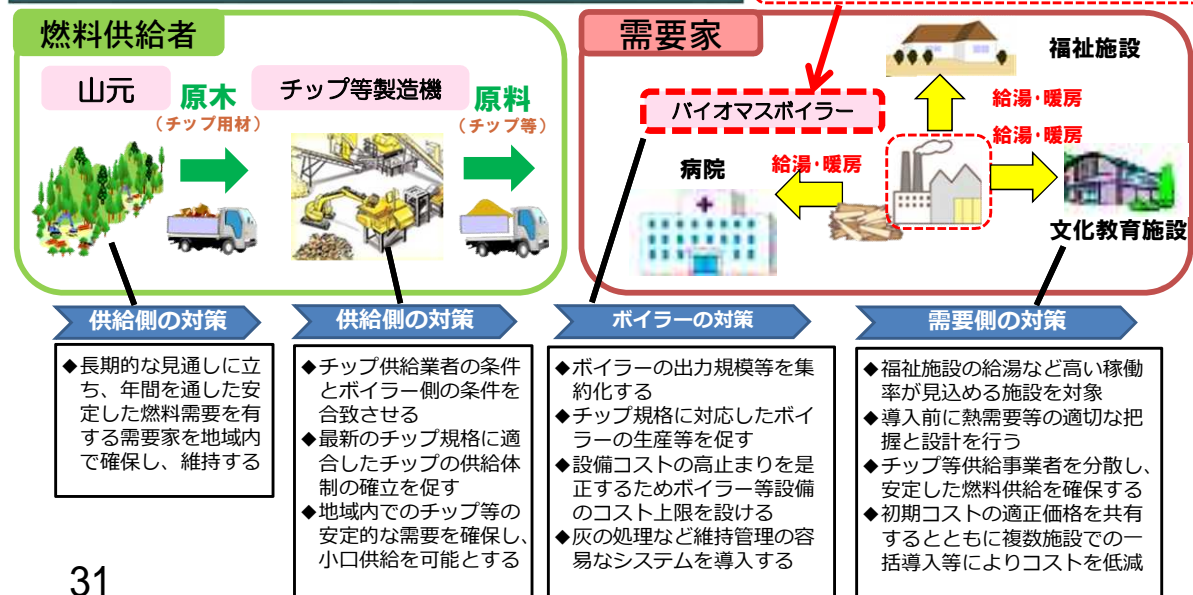
期待される効果

再生可能エネルギーの課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギー電気・熱の将来的な自立的普及を図る。（本事業によるCO₂排出削減見込量は838,188t-CO₂）

導入拡大への課題と対応の例

課題と具体例	課題対応の例
持続可能かつ効率的な需給体制の構築	バイオマス、小水力、地熱・温泉熱等の持続可能な調達・利用、需要施設とのマッチング
事業コストの低減	事業適地の減少、土地賃借料の上昇 公共施設への率先導入、公共用地の提供、事業に係る出資や固定資産税の減免
社会的受容性の確保	周辺住民の理解の醸成、農林水産業者や温泉事業者等との調整 地域協議会の設置・運営を通じた関係者の理解・協力の増進、離島の自然環境や地理的制約を考慮した適切な導入
自然環境との調和	太陽光発電、風力発電、地熱発電の導入に伴う景観の保全

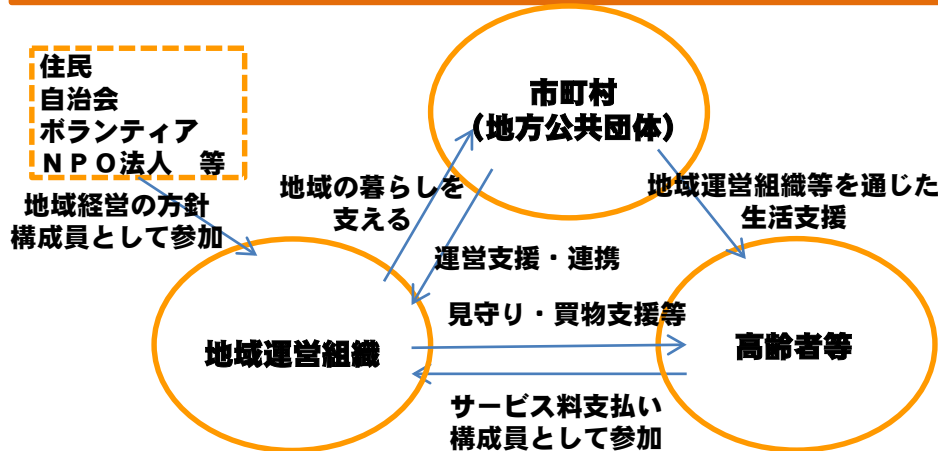
事業イメージ（木質バイオマスの例）



総務省における地域運営組織の取組支援（地方財政措置等）について

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。（全国には概ね小学校区を単位に3,071組織がある。）

地域課題の多様化・広域化により、自治会・町内会では対応が困難な課題について、既存の自治会・町内会を補完しつつ、住民自治を充実させるための新たな仕組み。



先発事例①(島根県雲南市)

市内全域で概ね小学校区を単位とする任意の住民組織「地域自主組織」が結成され、小規模多機能自治の活動として、高齢者の見守り事業、配食事業等を実施している。



先発事例②(大榎商店(鹿児島県大和村))

地域住民の出資により創設。100年以上継続。食料品等日用品に加えて、GSも経営。また、商店を拠点として、ボランティアグループ「大榎結の会」による惣菜販売等、高齢者生活支援を実施している。



地域運営組織等に関する調査研究

(1) 地域運営組織に関する調査研究(H25～)

暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究
 (座長:小田切徳美 明治大学農学部教授)

(2) 地域の暮らしサポート実証事業(H29)

統計等に基づく分析及び地域一体となった課題解決の取組に関する実証事業
 (座長:飯盛義徳 慶應義塾大学総合政策学部教授)

(3) その他関連調査研究

- ・「小さな拠点」の形成に向けた新しい「よろずや」づくり(H26～H28)
- ・地域における生活支援サービス提供の調査研究(H26)

総務省ホームページ 地域づくり関連調査・統計資料

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html

平成29年度における地方財政措置(市町村分)

(1) 地域運営組織の運営支援のための経費

地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費について地方交付税措置を講ずる。

①運営支援に関する経費(運営交付金等)…普通交付税

②形成支援に関する経費(施設改修、ワークショップ開催等)…特別交付税

(2) 高齢者等の暮らしを守る経費

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み(高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食等)に係る所要の経費について、地方交付税措置を講ずる(普通交付税)。

※(1)①及び(2)において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長（所得税）

平成30年度税制改正要望

【小さな拠点版エンジェル税制】
地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置を2年間延長するとともに、現在は適用対象外となっている設立時出資についても対象とする

地方公共団体が小さな拠点形成事業を位置付けた地域再生計画を策定



内閣総理大臣による
地域再生計画の認定

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

【事業のイメージ】

- ① 地域の就業機会の創出
持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業
 - ・地元農産物の販売
 - ・農家レストランの運営
 - ・地域資源を活用したツアー 等
- ② 生活サービス等の提供
拠点における生活サービス提供や交通ネットワークの確保等
 - ・日用品の販売
 - ・ガソリンスタンドの運営
 - ・コミュニティバスの運行 等



【個人出資者】
(地域住民・地域外の支援者など)

寄附金控除を適用
(出資額分(※)を総所得金額から控除)
※ 出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

・対象地域：中山間地域等の生活集落圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

人口減少、雇用状況の厳しい中山間地域等における雇用創出、生活サービス機能の確保
暮らし続けられる地域の維持発展

■小さな拠点・地域運営組織の形成促進に関する都道府県の支援施策(平成29年9月時点)

資料3(別紙2)

本表は、小さな拠点や地域運営組織の形成に関する取組推進に向け、都道府県が実施する支援施策をまとめたものです。地域の取組に活用できる施策の確認や他の地域における取組状況の確認などに活用ください。

- ・都道府県より提供された情報を掲載しています。個別の内容に関しては、各担当窓口までお問い合わせください。
- ・すでに募集が終了した事業なども参考情報として掲載しています。

<支援タイプの表記について>

○情報支援…フォーラム・研修会の開催による意識啓発、ポータルサイトの開設による優良事例の横展開といった、有益な情報の発信によって小さな拠点や地域運営組織の形成を促進するもの

○人材支援…地域からの相談窓口の設置や、県職員・中間支援者の育成・派遣といった、人的な支援によって小さな拠点や地域運営組織の形成を促進するもの

○財政支援…ハード面・ソフト面の整備に向けた補助金の交付等、財政的な支援によって小さな拠点や地域運営組織の形成を促進するもの

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
北海道	情報支援	北海道元気なふるさとづくり交流大会	市町村、地域運営組織等	集落対策に取り組んでいる、または取り組もうとしている集落の住民をはじめ、市町村やNPOなど、集落を支える多様な主体が集落対策について学び、情報交換を行う交流大会を開催。	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/s/ckk/shuuraku/s/huuraku_isiki_jyo_usei.htm	例年1月下旬～2月上旬頃開催	総合政策部地域創生局地域政策課集落対策・地域活力グループ TEL:011-204-5791
北海道	人材支援	まちづくりコンシェルジュ	市町村、地域運営組織等	まちづくりに係る地域の悩み事のワンストップ相談窓口として、各(総合)振興局に「まちづくりコンシェルジュ」を配置し、課題解決の手助けを行う。	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/s/ckk/chicho/chikiiryoku/concier/ge/top.htm	期間の指定なし	総合政策部地域創生局地域政策課集落対策・地域活力グループ TEL:011-204-5791

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
北海道	財政支援	地域づくり総合交付金 集落維持・活性化事業 (集落デマンド交通導 入事業)	市町村	【ハード事業】 車両購入費・配車システム導入経費 について支援(交付率1/2) 【ソフト事業】 備品購入費・運行経費・委託料につ いて支援(交付率1/2)	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/s/ckk/subsidy/top2.htm	年度により異なる	総合政策部地域創 生局地域政策課地 域政策グループ TEL:011-204-5149
北海道	財政支援	地域づくり総合交付金 集落維持・活性化事業 (集落巡回販売(買物 支援)事業)	市町村	【ハード事業】 車両購入について支援(交付率1/ 2) 【ソフト事業】 備品購入費・運営経費・委託料につ いて支援(交付率1/2)	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/s/ckk/subsidy/top2.htm	年度により異なる	総合政策部地域創 生局地域政策課地 域政策グループ TEL:011-204-5149
北海道	財政支援	地域づくり総合交付金 集落維持・活性化事業 (空き家・空き店舗等 活用促進事業)	市町村	【ハード事業】 空き家・空き店舗購入経費・改修又 は補修に要する経費について支援 (交付率1/2)	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/s/ckk/subsidy/top2.htm	年度により異なる	総合政策部地域創 生局地域政策課地 域政策グループ TEL:011-204-5149
北海道	財政支援	地域づくり総合交付金 集落維持・活性化事業 (総合振興局・振興局 長が特に認める事業)	市町村	【ソフト事業】 計画策定費・運営経費・委託料につ いて支援(交付率1/2)	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/s/s/ckk/subsidy/top2.htm	年度により異なる	総合政策部地域創 生局地域政策課地 域政策グループ TEL:011-204-5149

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
青森県	情報支援	地域デザイン形成推進事業	市町村	<p>①市町村職員等に対し、「地域デザイン策定に向けた知識やノウハウの習得を図る研修会を開催</p> <p>②2モデル地域を選定して、実際に「地域デザイン」を策定</p> <p>③地方創生フォーラムによる全県的な更なる気運醸成を図る</p>	—	<p>①7月、9月、2月</p> <p>②通年</p> <p>③10月</p>	企画政策部地域活力振興課 017-734-9075
宮城県	財政支援	平成29年度「小さな拠点」に係る市町村支援事業実施要領	市町村	宮城県と県内の市町村が共同で開催する市町村職員や地域住民等を対象とした「小さな拠点」に関する研修会・勉強会等の開催に要する経費の一部負担	—	平成29年度中に実施	震災復興・企画部 地域復興支援課 TEL:022-211-2425
山形県	情報支援	「地域運営組織形成手順書」作成	市町村、地域づくり支援団体、地域住民	先進的な取り組みを行っている川西町のNPO法人「きらりよしまネットワーク」の事例を参考に、具体的な地域運営組織形成過程や運営ノウハウを「手順書」として編集。	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kikakushinko/020024/chiiiki/chiiikidukuritejyunsho.html	期間の指定なし	企画振興部市町村課 TEL:023-630-2680
山形県	人材支援	地域運営組織形成モデル事業	地域運営組織の形成を目指すモデル地区	県内で6つのモデル地区を選定し、地区計画策定に向けた住民ワークショップの開催等、組織形成に向けた取り組みへの支援を行う。	—	期間の指定なし	企画振興部市町村課 TEL:023-630-2680

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
山形県	財政支援	山形県地域運営組織形成モデル事業費補助金	地域運営組織の形成を目指すモデル地区	県内の6つのモデル地区における地域運営組織形成の取組みに要する経費に対して、市町村が補助金を交付している場合、その2分の1（上限50万円）に助成を行う。	—	期間の指定なし	企画振興部市町村課 TEL:023-630-2680
山形県	人材支援	地域運営組織形成に係る相談窓口の設置	市町村、地域づくり支援団体、地域住民	地域運営組織の形成を中心とした地域づくり全般に関する相談窓口を設置。	—	期間の指定なし	企画振興部市町村課 TEL:023-630-2680
山形県	人材支援	地域コミュニティ支援アドバイザー派遣事業	市町村、地域づくり支援団体、地域住民	市町村からの要請に基づき、市町村又は地域（ただし、モデル地区は除く。）に地域課題解決のためのアドバイザーを派遣する。	—	期間の指定なし	企画振興部市町村課 TEL:023-630-2680
山形県	情報支援	地域づくり人材育成事業	市町村、地域づくり支援団体、地域住民	地域づくりの支援者、実践者、地域おこし協力隊及び市町村職員等に対する研修会を実施する。	—	期間の指定なし	企画振興部市町村課 TEL:023-630-2680
山形県	情報支援	地域づくり支援プラットフォームの設置	市町村、地域づくり支援団体、地域住民	市町村、中間支援組織、県等で構成された「地域づくり支援プラットフォーム」を設置し、各種情報共有や普及啓発を行い、地域運営組織の形成に向けた機運醸成等を行う。	—	期間の指定なし	企画振興部市町村課 TEL:023-630-2680

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
山形県	情報支援	地域未来フォーラム事業	市町村、地域づくり支援団体、地域住民	地域運営組織形成の取組みに関する地域住民の意欲拡大と取組みへの参画を図るための「地域未来フォーラム」を県内4地区で開催。	—	期間の指定なし	企画振興部市町村課 TEL:023-630-2680
栃木県	財政支援	「小さな拠点」づくり支援事業	市町、住民組織等（市町を通じた間接補助）	「小さな拠点」づくりに取り組む市町等が実施するソフト・ハード事業について、補助金を交付（補助率：ソフト事業1/2（中山間地域は2/3）、ハード事業4/10）。	—	4/3~5/19	総合政策部地域振興課 TEL:028-623-2257
群馬県	財政支援	過疎地域いきいき集落づくり支援事業補助金	市町村、住民自治組織（自治会、町内会）、地域団体等	過疎地域の集落の住民が主体的に取り組む、集落の維持・活性化に資するソフト事業（補助率：全部過疎3/4、一部過疎1/2）	http://www.pref.gunma.jp/04/b1500276.html	毎年概ね4月（受付終了）	企画部地域政策課 TEL:027-226-2370

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
富山県	財政支援	富山県まちづくり総合支援事業	市町村	<p>市町村が自主性、主体性を発揮して、まちづくりの総合的な整備を図るため、先導的なまちづくり事業を実施する市町村に対し、補助金を交付する</p> <p>●対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化事業（地域における政策課題に対応するために実施する事業の拠点となる施設等の整備事業） ・中山間地域活性化事業（中山間地域における地域資源や地域特性を活用した地域活性化施設整備事業、およびソフト事業） <p>他</p> <p>●補助率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県1/3（知事特認あり） 	—	毎年概ね2～3月	観光・交通・地域振興局地域振興課 TEL:076-444-9605
福井県	財政支援	福井ふるさと茶屋整備支援事業	市町、地域コミュニティ組織	概ね小学校区単位の地域において、既存施設を活用し、住民が寄り合う場所や地元農産物等の販売などを行う拠点の整備を支援	—	毎年概ね2月～3月	総務部市町振興課 TEL:0776-20-0262
長野県	情報支援	住民によるまち・むら活力確保支援事業	市町村、地域運営組織等	県内の小さな拠点や地域運営組織等を紹介するハンドブックを作成し、情報を発信。	—	—	企画振興部地域振興課 TEL:026-235-7021

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
岐阜県	財政支援	岐阜県清流の国ぎふ推進補助金	市町村等	地域の自立的発展を目指して行う事業（「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく意欲的・創造的で他市町村等の模範となる先導的な特色ある「わがまち清流の国ぎふづくり」を推進する事業等（補助率：1/2））	http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/seiryunokuni-zukuri/c11122/index_47636.html	翌年度の要望を前年12月に受付	清流の国推進部清流の国づくり政策課 TEL:058-272-1830
京都府	情報支援	地域未来ソウゾウ会議	地域住民、地域運営組織、市町村等	小規模多機能自治を地域住民と共に学び、取り組むきっかけ作りとして、先進地の取り組み紹介や地域住民によるワークショップを開催。	http://www.pref.kyoto.jp/np/new/s/miraiKaigi_soushuhen.html	期間の指定なし	府民生活部府民力推進課 TEL:075-414-4452
兵庫県	情報支援	『ひょうごの元気ムラ』情報発信	多自然地域の小規模集落等、小学校区単位の地域協議会等	『地域再生大作戦』に取り組んでいる集落・地域の情報（特産品、景観、イベント等）を広く発信するため、Facebook『ひょうごの元気ムラ』を運用。	https://www.facebook.com/Hyogo.Genkimura	—	企画県民部地域交流室 TEL:078-362-4314
兵庫県	情報支援	まちむら元気交流会	多自然地域の小規模集落等、小学校区単位の地域協議会等	『地域再生大作戦』に取り組んでいる集落等と都市部との交流促進や、集落等の活動発表の場を設け「稼ぐ仕組みづくり」の支援を行うため、全県及び県民局・県民センター地域単位で交流イベントを開催。	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk08/ac23_000000005.html	—	企画県民部地域交流室 TEL:078-362-4314
兵庫県	情報支援	ひょうご地域再生塾	多自然地域の小規模集落等、小学校区単位の地域協議会等	多自然地域の多彩で豊かな自然、文化や伝統、産業を次の世代に引き継いでいくため、その地域に軸足を置き地域内のリーダーとなる人材を育成する研修を実施。	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk08/ac23_000000005.html	—	企画県民部地域交流室 TEL:078-362-4314

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
兵庫県	人材支援	地域再生アドバイザーの派遣	多自然地域の小規模集落等、小学校区単位の地域協議会等	小規模集落等に対して、活性化に向けた住民意識の醸成、組織体制や運営方針の検討等のため、まちづくりコンサルタント、農業分野の専門家等のアドバイザーを派遣。	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk08/ac23_000000005.html	予算上限に達するまで	企画県民部地域交流室 TEL:078-362-4314
兵庫県	財政支援	広域的な地域運営組織支援事業	多自然地域の自治会等地縁団体	集落（地域）を超えた広域的単位の運営組織（活性化委員会等）の設置にあたり、6次産業化の推進や広域的資源管理等の計画策定のための経費を補助。	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk08/ac23_000000005.html	予算上限に達するまで	企画県民部地域交流室 TEL:078-362-4314
兵庫県	財政支援	地域おこし協力隊等起業化モデル事業	多自然地域の小規模集落等、小学校区単位の地域協議会等	地域が地域に関わる人材（地域おこし協力隊、NPO法人、学生等）と協働して、買い物支援、特産品開発等の起業化を行う場合の経費を補助。	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk08/ac23_000000005.html	予算上限に達するまで	企画県民部地域交流室 TEL:078-362-4314
兵庫県	財政支援	地域創生会社設立・運営支援事業	多自然地域又は合併市町の旧市町中心部で活動する地域団体等	収益事業を行う地域団体が地域運営組織の設立（法人化）に向けた取り組みを行う場合の経費を補助。	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk08/ac23_000000005.html	予算上限に達するまで	企画県民部地域交流室 TEL:078-362-4314
奈良県	財政支援	市町村社協活動支援事業	奈良県社会福祉協議会	県社会福祉協議会が行うコミュニティソーシャルワーカー養成研修および市町村社協の機能向上に向けた取組に対し補助	http://nara-shakyo.jp/publics/index/164/	—	健康福祉部 地域福祉課 TEL:0742-27-8503

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
奈良県	財政支援	安心して暮らせる地域公共交通確保事業補助金	市町村及び協議会	地域における持続可能な公共交通を確保することを目的に、効率的な運行の実施に向けた取組等に対し支援	http://www.pref.nara.jp/28742.htm	毎年概ね4月～9月	県土マネジメント部地域交通課 TEL:0742-27-8939
奈良県	財政支援	奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業	市町村及び協議会等	幹線交通ネットワークを補完するため、市町村等が新たに運行を開始するフィーダー（枝線）系統等の運行に要する経費を支援	http://www.pref.nara.jp/28742.htm	毎年4月30日	県土マネジメント部地域交通課 TEL:0742-27-8939

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
和歌山県	財政支援	過疎集落再生・活性化支援事業	地域運営組織 市町村	<p>個別の集落や市町村全体ではなく、住民生活の一体性を重視した「ふるさと生活圏※」を対象に、医療や生活交通などの日常生活機能確保や地域資源を活用した活性化などの総合的な取組を支援</p> <p>・補助率等 民間：定額、市町村：1/2、1000万円/3年間)</p> <p>※過疎法指定市町村において、基幹集落と周辺基礎集落からなる集落群で住民の一体性が確保される単位</p>	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022200/kaso/saisei/index.htm	期間の指定なし	企画部地域振興局 移住定住推進課 TEL:073-441-2374
鳥取県	人材支援	みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業 (集落等の話し合い促進)	市町、集落、広域的運営組織、NPO、その他住民団体、企業等	<p>県内各ブロック毎に、外部アドバイザー、講師等を交えた座談会を開催し、地域独自の課題の把握、意見聴取等を行い、地域作りを支援する。</p>		随時	各総合事務所地域振興局中山間振興担当

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
鳥取県	財政支援	みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業	・市町長が認める広域的運営組織、NPO、集落、その他住民団体等	<p>1 中山間地域計画づくり支援</p> <p>①集落や集落を越えた広域的な運営組織による、地域の維持・活性化や安全・安心な暮らしの確保等、地域課題の検討、計画策定に必要な経費を支援【補助率1/2 限度額1団体当たり500千円（広域的運営組織は1,000千円）】</p> <p>②複数の集落が連携し、旧小学校地区の範囲にある遊休施設等を活用し、新たに小さな拠点として整備するための計画策定、調査、試行的な実施に要する経費を支援【補助率2/3 限度額1,000千円】</p> <p>2 地域コミュニティ（社会）スタートアップ支援</p> <p>地域コミュニティの活性化を図るため、新たな取組を開始するために必要な初期経費を支援【定額10万円以内】</p>	http://db.pref.tottori.jp/yosan/H29HojyokinKouka_i01.nsf/5df934069b39646b492576c4000317e7/608585f14add1620492580e400167bb1?OpenDocument	随時	各総合事務所地域振興局中山間振興担当

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
鳥取県	財政支援	みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業 (中山間地域活性化支援事業)	市町、集落、広域的運営組織、NPO、その他住民団体、企業等	中山間地域にある地域資源や遊休資産等を活用したコミュニティビジネスや地域活性化の取組を支援 1 地域活性化支援事業 【ソフト1/2 上限1,000千円、ハード1/3 (市町1/6) 上限3,000千円】 2 中山間地域コミュニティビジネス支援事業 【ソフト1/2 上限1,000千円、ハード1/3 (市町1/6) 上限3,000千円】 3 地域遊休施設活用支援事業 【補助率1/2 (市町1/3)、上限10,000千円】	http://www.pref.tottori.lg.jp/103714.htm	随時(3の遊休施設活用支援事業は予算の範囲内で年数回応募期間設定)	各総合事務所地域振興局中山間振興担当
鳥取県	財政支援	みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業(中山間地域づくりサポート事業)	個人、団体(NPO(法人格の有無を問わない)、その他任意組織(学生グループ、地域住民組織等))	学生やNPO等の団体が中山間地域集落等で行う地域活性化活動・地域支援活動等を支援 1 中山間地域集落等活動支援事業 【補助率: 1/2 又は定額、上限: 300千円/団体】 2 高校と連携した中山間地域の活性化支援【補助率: 定額、上限: 1,000千円/箇所】	http://www.pref.tottori.lg.jp/193829.htm	随時	各総合事務所地域振興局中山間振興担当

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
鳥取県	財政支援	小さな拠点機能形成推進事業	広域的運営組織、複数集落で構成する住民団体等	<p>中山間地域の複数集落や地域住民が連携して取り組む「小さな拠点」づくりについて、機能形成や防災機能の構築、持続的な運営、担い手の育成を支援</p> <p>1 小さな拠点への防災機能構築事業 【1地区当たり上限1,000千円、補助率 県1/2、市町1/3以上】</p> <p>2 小さな拠点機能形成推進事業 ①小さな拠点機能形成支援事業 【地区当たり上限5,000千円 補助率 定額】 ② 移動販売車導入支援 【1地区当たり上限5,000千円 補助率 県1/2、市町義務負担なし】 ※移動販売車の更新は1地区当たり上限3,000千円（補助率 県1/3、市町1/3） ③ 移動販売車運営費助成 【1地区当たり上限1,000千円（1年目）、700千円（2年目）、400千円（3年目） 補助率 市町村が補助する額の1/2】 ④中山間地域買物福祉サービス支援事業 【移動販売車1台当たり上限1,850千円（集落支援員制度を活用しない場合） 移動販売車1台当たり上限 650千円（集落支援員制度を活用する場合） 補助率 市町村が補助する額の1/2】</p> <p>3 小さな拠点リーダー育成事業 ① 小さな拠点担い手育成 【1地区当たり上限1,500千円 補助率 県1/2、市町1/2 最長3年間】 ②小さな拠点づくり推進員活動支援 【1人当たり上限100千円 補助率 県10/10】</p>	<p>http://db.pref.tottori.jp/yosan/H29HojyokinKouka_i01.nsf/5df934069b39646b492576c4000317e7/d4873e8bedeb95a1492580e4001ae5e2?openDocument</p> <p>http://db.pref.tottori.jp/yosan/H29HojyokinKouka_i01.nsf/5df934069b39646b492576c4000317e7/12db50aba604952d492580e4001dc3ab?openDocument</p>	随時	各総合事務所地域振興局中山間振興担当

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
鳥取県	財政支援	みんなで取り組む安全・安心活動支援事業	市町、集落、広域的運営組織、NPO、その他住民団体等	中山間地域での暮らしを脅かす自然災害や鳥獣被害等から生活を守るために事前に行う除雪機の導入、雪囲いの設置等の取組を支援 【1事業当たり上限50万円 補助率県1/3、市町1/6】	http://db.pref.tottori.jp/yosan/H29HojoyokinKouka01.nsf/5df934069b39646b492576c4000317e7/9d6e3b581c473790492580e400182c3e?OpenDocument	随時	各総合事務所地域振興局中山間振興担当
島根県	情報支援	「しまねの郷づくりカルテ」による人口データ等の情報提供	地域住民	「しまねの郷づくりカルテ」を公開し、公民館エリア（旧小学校区）別の人口データや将来の推計人口等の情報を提供	http://satodukuri.pref.shimane.lg.jp/	期間の指定なし	地域振興部 しまね暮らし推進課 TEL:0852-22-6449
島根県	人材支援	中山間地域研究センターの研究員等による現場支援	地域住民	研究員等の県職員が地域の動きに直接関わり、住民主導の計画づくりから課題解決に向けた取組みの実践を継続的に支援	—	期間の指定なし	地域振興部 しまね暮らし推進課 TEL:0852-22-6449
島根県	財政支援	中山間地域自立促進特別事業	市町村	「地域の課題解決のための取組」や「地域の活動をコーディネートする人材の配置」等を推進する市町村に対して、その経費の一部を支援	http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/chiiiki/chusankan/go_on/kasochu.html	期間の指定なし	地域振興部 しまね暮らし推進課 TEL:0852-22-6449

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
島根県	財政支援	住み続ける中山間地域生活サポート事業	市町村	中山間地域に安心して住み続けることができるよう、市町村が地域コミュニティ等の各種団体等と連携し、合わせ技を活用する「小さな拠点づくり」に向けた取組み（ハード又はソフト事業）を支援	http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/chiiiki/chusankan/go_on/seikatu.html	期間の指定なし	地域振興部 しまね暮らし推進課 TEL:0852-22-6449
岡山県	財政支援	生き生き拠点形成支援事業補助金（総合的生活支援・地域活性化支援事業）	市町村	生き生き拠点（小さな拠点）を核として、地域運営組織や商工団体、企業等が協働して実施する移動販売や配給食、安否確認などの生活サービス事業・コミュニティビジネス等の取組に要する経費に対して補助金を交付。	—	期間の指定なし	岡山県県民生活部 中山間・地域振興課 TEL:086-226-7267
岡山県	財政支援	生き生き拠点形成支援事業補助金（地域公共交通ネットワーク再編等支援事業）	市町村	生き生き拠点（小さな拠点）の形成に資する検討・調査、車両購入、実証運行（運航）など、地域公共交通ネットワーク再編をはじめとする地域公共交通の維持及び確保を図る取組に要する経費に対して補助金を交付。	—	期間の指定なし	岡山県県民生活部 中山間・地域振興課 TEL:086-226-7267
岡山県	財政支援	生き生き拠点形成支援事業補助金（施設整備支援事業）	市町村	生き生き拠点（小さな拠点）において、特産品の加工・提供施設やコミュニティビジネスの事業所等として活用するための廃校舎や空き店舗の整備など、日常生活機能の確保を図るに当たり必要となる施設の整備に要する経費に対して補助金を交付。	—	期間の指定なし	岡山県県民生活部 中山間・地域振興課 TEL:086-226-7267

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
岡山県	財政支援	生き生き拠点形成支援事業補助金（拠点形成計画作成等支援事業）	市町村	生き生き拠点（小さな拠点）の形成に向けて行う計画作成、住民アンケートの実施、地域運営組織の体制確立等の取組に要する経費に対して補助金を交付。	—	期間の指定なし	岡山県県民生活部 中山間・地域振興課 TEL:086-226-7267
岡山県	人材支援	生き生き拠点形成支援員業務	市町村、地域運営組織等	<p>地域の实情に応じて、必要な機能を集約し、周辺集落や中心都市と公共交通ネットワークで結ぶことで、その維持・確保を図る生き生き拠点（小さな拠点）の形成に向けて、市町村や地域づくり団体、NPO、企業等多様な主体と連携しながら進める各種取組を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等を対象としたアンケートやワークショップ等の実施支援 ・拠点形成に当たり設立する地域運営組織の体制づくりや運営支援 ・日常生活サービス機能の確保に向けた取組支援 	—	期間の指定なし	岡山県県民生活部 中山間・地域振興課 TEL:086-226-7267
広島県	財政支援	広域生活交通路線確保維持費補助金	市町	事業者バス路線に対する運行経費補助（輸送量要件等を緩和し、国補助制度を補完）	—	なし（国の補助制度に準じて対象期間を設定し補助金を支出）	地域政策局地域力創造課
広島県	財政支援	市町生活交通支援事業	市町	市町等運行路線に対し、走行キロに応じた補助制度を創設し支援している	—	なし（国の補助制度に準じて対象期間を設定し補助金を支出）	地域政策局地域力創造課

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
山口県	財政支援	やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業（元気生活圏基盤整備支援補助金）	市町	山口県版小さな拠点「やまぐち元気生活圏」の形成を促進するため、市町等が行う拠点施設の整備や生活交通の導入などに必要な車両等の整備を支援	http://www.yamaguchi-chusankan.jp/category/shienseido/index.html	4月1日～	中山間地域づくり推進課 TEL:083-933-2549
山口県	財政支援	やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業（元気生活圏形成加速化事業）	地域運営組織	「やまぐち元気生活圏」の形成加速化を図るため、地域運営組織が実施する、先進的な地域の創造に向けた、合意形成や地域運営の取組強化、日常生活機能の拠点化等の取組に対して支援	http://www.yamaguchi-chusankan.jp/category/shienseido/index.html	4月1日～	中山間地域づくり推進課 TEL:083-933-2549
山口県	人材支援	やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業（アドバイザー派遣事業・コーディネーター事業）	—	住民の地域づくりについての機運醸成や地域運営組織等が直面している課題解決を図るため、地域の将来計画作成支援やその実践支援を行う専門家を派遣	http://www.yamaguchi-chusankan.jp/category/shienseido/index.html	4月1日～	中山間地域づくり推進課 TEL:083-933-2549
山口県	人材支援	やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業（人材育成事業）	—	元気生活圏を支える地域づくりリーダーなどを育成。確保するため、課題解決型の研修会を開催	http://www.yamaguchi-chusankan.jp/category/shienseido/index.html	—	中山間地域づくり推進課 TEL:083-933-2549
山口県	情報支援	やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業（「やまぐち元気生活圏づくり推進会議」の運営）	—	県、市町、大学、関係団体等で構成する推進会議において、山口県版小さな拠点「元気生活圏」の形成推進のための情報共有等を実施	http://www.yamaguchi-chusankan.jp/category/shienseido/index.html	—	中山間地域づくり推進課 TEL:083-933-2549

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
山口県	情報支援	やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業（支援サイトによる情報共有）	—	中山間地域における地域活動団体の活動事例や国・県等の支援制度等を一元的に発信	http://www.yamaguchi-chusankan.jp/category/shienseido/index.html	—	中山間地域づくり推進課 TEL:083-933-2549
徳島県	財政支援	「とくしま回帰」加速化支援交付金(地域コミュニティ推進モデル部門)	市町村(過疎地域)	過疎地域の集落の維持・活性化に向け、「地域コミュニティの組織づくり」、「地域が目指すべき将来像の策定」や「地域の課題解決に向けて、地域コミュニティ組織が自主的に取り組む事業」について、交付金を交付（補助率1/2）。	http://www.pref.tokushima.jp/docs/2017022700175/	4/7~4/28	政策創造部地方創生局地域振興課 TEL:088-621-2745
高知県	財政支援	集落活動センター推進事業費補助金	市町村、地域運営組織等（市町村を通じた間接補助）	高知県版小さな拠点である「集落活動センター」の取り組みに必要なハード又はソフト事業について、補助金を交付（補助率1/2）	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070101/syuraku-center-hojo.html	期間の指定なし	中山間振興・交通部中山間地域対策課 TEL:088-823-9600
高知県	人材支援	集落活動センター推進アドバイザー等	地域運営組織等	集落活動センターの取り組みを進めている地域に、中山間地域の活性化等に関して知見を有するアドバイザー等を派遣	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070101/syuraku-center-adviser.html	期間の指定なし	中山間振興・交通部中山間地域対策課 TEL:088-823-9600
高知県	情報支援	集落活動センター情報発信事業	市町村、地域運営組織等	集落活動センターを紹介するポータルサイトを開設し、情報を発信	https://www.eitoko.jp/	期間の指定なし	中山間振興・交通部中山間地域対策課 TEL:088-823-9600

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
高知県	情報支援	集落活動センター情報発信事業	市町村、地域運営組織等	集落活動センターの取組事例や支援策を紹介するパンフレットの配布による情報発信	—	期間の指定なし	中山間振興・交通部中山間地域対策課 TEL:088-823-9600
福岡県	情報支援	「小さな拠点」づくり推進勉強会	市町村	「小さな拠点」づくりの具体的な事業を実施又は検討する県内市町村職員を対象に、全4回の勉強会を開催。	—	5月頃（受付終了）	企画・地域振興部市町村支援課 TEL:092-643-3302
佐賀県	人材支援	自発の地域創生プロジェクト推進事業 ステップ1：地域の再点検等 ステップ2：計画づくり	地域運営組織等	地域の課題や強みの共有、課題解決に向けた計画づくりを行うための支援チーム（専門家、県・市町職員等）派遣。	http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0329066/index.html	期間の指定なし	地域交流部さが創生推進課 TEL:0952-25-7505
佐賀県	財政支援	自発の地域創生プロジェクト推進事業 ステップ3：計画実践	地域運営組織等	課題解決に向けて策定した計画を実行するために必要な経費（ソフト・ハード）について、補助金を交付（9/10）。	http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0329066/index.html	期間の指定なし	地域交流部さが創生推進課 TEL:0952-25-7505
長崎県	情報支援	長崎県小さな楽園プロジェクト	市町村、地域運営組織等	本県が小さな楽園プロジェクトとして支援している取組の紹介や研修会等の開催など	http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/sumai/rakuen/	期間の指定なし	企画振興部地域づくり推進課 TEL:095-895-2245

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
長崎県	人材支援	長崎県小さな楽園プロジェクト	市町村、地域運営組織等	小さな拠点づくりなど、地域が主体となった集落の維持・活性化を後押しするため、アドバイザーを派遣する支援	http://www.pref.nagasaki.jp/bunruui/kurashi-kankyo/sumai/rakuen/	期間の指定なし	企画振興部地域づくり推進課 TEL:095-895-2245
熊本県	財政支援	集落サポートプロジェクト事業補助金	市町村	過疎集落等を対象に、住み慣れた地域に住み続けることができるようにするため、日常生活支援など、集落の維持・活性化に資する取組を支援	—	平成29年5月	企画振興部地域振興課 TEL:096-333-2135
熊本県	財政支援	地域づくり夢チャレンジ推進補助金	市町村(①、②)、地域コミュニティ組織(②のみ)	①地域づくりの基本となる計画を作成する事業、②買い物困難者の解消支援等、地域コミュニティ維持のためのソフト事業について、補助金を交付(補助率1/2~3/4)。	http://www.pref.kumamoto.jp/hpki/ji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=1158	毎年概ね4月と6月	企画振興部地域振興課 TEL:096-333-2135
大分県	財政支援	くらしの和づくり応援事業	対象地域で活動する法人、各種団体	・地域で活動している企業、福祉法人等が、本来の活動に加えて、自らの組織を積極的に「多機能化」し、暮らしの場づくりに取り組む活動を支援(県委託)することで、地域のコミュニティの活性化と集落のネットワーク化を図る。	—	なし	企画振興部地域活力応援室 TEL:097-506-2125
大分県	財政支援	小規模集落・里のくらし支援事業	地域住民、市町村、NPO法人、各種団体など	小規模集落、山村・離島、辺地にある集落の維持・向上対策の強化、複数集落の広域的な仕組みづくり、人材育成等を行うこと	—	なし	企画振興部地域活力応援室 TEL:097-506-2125

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
大分県	財政支援	地域活力づくり総合補助金	①個人、各種団体、法人 ②個人、各種団体、法人、市町村	①チャレンジ支援枠 地域の活力づくりに向け、調査研究、試行など新たな地域活動への挑戦を支援 ②地域創生枠 地域の様々な主体が行う地方創生に資する地域の活力づくりに向けた取組を支援	http://www.pref.oita.jp/soshiki/10835/	なし	企画振興部地域活力応援室 TEL:097-506-2125
宮崎県	その他	平成28年度ネットワークで明日に繋ぐ！「宮崎ひなた生活圏」モデル構築事業	—	「宮崎ひなた生活圏」（宮崎版 小さな拠点）づくりのモデルとなる取組を支援し、他地域の普及に向け課題を整理。 ①地域運営組織による住民協働型コミュニティバス運行に向けた実証等 ②村営コミュニティバス（客貨混載）を活用した村内宅配システムによる共同配送に向けた実証等 ③地区戦略の具体化に向けた取組や集落支援員を活用した地区内交通・庭先集荷に向けた実証等	—	—	総合政策部中山間・地域政策課 TEL:0985-26-7036
宮崎県	その他	平成29年度はじめよう！「宮崎ひなた生活圏」づくり推進事業	—	「宮崎ひなた生活圏」（宮崎版 小さな拠点）づくりの展開に向けた事業を実施。 ①モデル市町村での地域活動・生活サービス調査を踏まえた課題整理 ②地域運営組織づくり等に関する研修 ③所得の安定・向上に関するモデル構築の支援	—	—	総合政策部中山間・地域政策課 TEL:0985-26-7036

都道府県名	支援タイプ	施策名	支援対象	施策の概要	関連HP	募集期間	問い合わせ
宮崎県	財政支援	新たな集落間連携支援事業	—	2以上の基礎集落が連携して行う、機材の共同利用、イベント等の共同開催、地域運営組織の立ち上げ（視察、ワークショップ等）を支援（定額）	—	概ね6～7月頃	総合政策部中山間・地域政策課 TEL:0985-26-7036
鹿児島県	その他	コミュニティ・プラットフォーム整備促進事業 【コミュニティ・プラットフォーム】主に小学校区や中学校区などの範囲において、自治会・町内会、NPO、企業、青年団など多様な主体が協働して、地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織	市町村	「共生・協働の地域社会づくり」に向け、地域の多様な主体が連携・協力して地域に必要なサービスを提供するための地域コミュニティの再編・創出の取組を促進する。 (事業メニュー) ① コミュニティ・プラットフォームの構築に向けた検討等を促進するための市町村へのアドバイザー派遣 ② コミュニティ・プラットフォームの構築等に向けた機運を醸成するためワークショップ等の開催 ③ 地域づくりに関する個別テーマ（空き家対策等）に係る市町村へのアドバイザー派遣	—	期間の指定なし	県民生活局 共生・協働推進課 地域協働係 TEL:099-286-2247